

平成30年 6 月 井手町

6 月 定 例 会 会 議 録

井 手 町 議 会

平成30年6月井手町議会定例会会議録目次

第 1 号（6月21日）

応招・不応招議員	1
出席・欠席議員	1
出席事務局職員	1
出席説明員	1
議事日程	3
開会	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	8
一般質問	8
谷田利一議員	8
1 都市公園条例について	
西島寛道議員	10
1 泉ヶ丘中学校の学力と進路について	
2 公園遊具について	
木村武壽議員	14
1 部落差別解消推進法の具体化について	
2 ふるさと納税について	
脇本尚憲議員	17
1 第7期介護保険料について	
2 乗用車のアクセル・ブレーキの踏み間違い事故対策について	
中坊 陽議員	22
1 土砂災害区域の防止対策について	
2 空き家対策について	
谷田みさお議員	25
1 地域公共交通の確保について	
2 要配慮者の災害時避難について	
3 多賀地区の町営住宅について	
4 蛇谷川上流の土砂崩れについて	

報告第10号	繰越明許費繰越計算書について……………	37
報告第11号	繰越計算書について……………	39
議案第38号	井手町監査委員選任につき同意を求める件……………	39
議案第39号	井手町公平委員選任につき同意を求める件……………	40
議案第40号	井手町教育委員選任につき同意を求める件……………	41
議案第41号	井手町農業委員任命につき同意を求める件……………	41
議案第37号	平成30年度井手町一般会計補正予算（第1回）……………	44
散会……………		57
署名議員……………		58

第 2 号（6月27日）

応招・不応招議員	59
出席・欠席議員	59
出席事務局職員	59
出席説明員	59
議事日程	61
開会	62
会議録署名議員の指名	62
議案第34号 井手町税条例等の一部を改正する条例制定の件	62
議案第35号 井手町都市計画税条例の一部を改正する条例制定の件	72
議案第36号 井手町ラブホテル建築等規制条例の一部を改正する 条例制定の件	75
議案第42号 工事請負契約について同意を求める件	77
議案第43号 財産取得について同意を求める件	80
議案第44号 平成30年度井手町一般会計補正予算（第2回）	82
平成29年度城南土地開発公社（第2回）補正事業計画に関する報告書、並びに平成30年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書について	88
議員派遣の件	89
閉会中の継続調査の申し出について	89
閉会	90
署名議員	91

第 1 号（平成 3 0 年 6 月 2 1 日）

会 議 録

定 例 会

（開会）

平成30年6月井手町議会（定例会）会議録（第1号）

招集年月日

平成30年6月21日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 平成30年6月21日午前9時59分 議長 岡田久雄

閉会 平成30年6月21日午後2時10分 議長 岡田久雄

応招議員

1番	脇本	尚憲	2番	谷田	利一
3番	西島	寛道	4番	岡田	久雄
5番	古川	昭義	6番	村田	忠文
7番	丸山	久志	8番	中坊	陽
9番	谷田	みさお	10番	木村	武壽

不応招議員

なし

出席議員

1番	脇本	尚憲	2番	谷田	利一
3番	西島	寛道	4番	岡田	久雄
6番	村田	忠文	7番	丸山	久志
8番	中坊	陽	9番	谷田	みさお
10番	木村	武壽			

欠席議員

5番 古川 昭義

会議録署名議員の氏名

6番	村田	忠文	9番	谷田	みさお
----	----	----	----	----	-----

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	野崎	裕美	議会書記	坂井	幸一郎
議会書記	梶田	篤志	議会書記	仁木	崇

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	汐見	明男	副町長	中谷	浩三
----	----	----	-----	----	----

教 育 長	松 田 定
理事兼地域創生推進室長事務取扱	眞 木 伸 浩
理事兼上下水道課長事務取扱	中 島 一 也
企 画 財 政 課 長	花 木 秀 章
会計管理者・会計課長兼務	光 田 恵 理
保 健 医 療 課 長	中 谷 誠
保健センター所長・ 地域包括支援センター所長兼務	小 笠 原 温 美
上 下 水 道 課 参 事	森 田 肇
いづみ人権交流センター所長・ いづみ児童館長兼務	木 田 ゆ かり
学校給食センター所長	奥 山 英 高

理事兼総務課長事務取扱	脇 本 和 弘
理事兼建設課長事務取扱	西 田 哲 弥
学 校 教 育 課 長 ・ 自然休養村管理センター館長兼務	高 江 裕 之
税 務 課 長	乾 浩 朗
住 民 福 祉 課 長	中 坊 玲 子
高 齢 福 祉 課 長	寺 井 佳 孝
産 業 環 境 課 長	菱 本 嘉 昭
同和・人権政策課長	西 島 豊 広
社 会 教 育 課 長 ・ 山吹ふれあいセンター所長・図書館長兼務	平 間 克 則

議 事 日 程

別紙のとおり

会 議 に 付 し た 事 件

別紙のとおり

会 議 の 経 過

別紙のとおり

平成 3 0 年 6 月 井手町議会定例会

議 事 日 程〔第 1 号〕

平成 3 0 年 6 月 2 1 日（木）午前 1 0 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 報告第10号 繰越明許費繰越計算書について
- 第 6 報告第11号 繰越計算書について
- 第 7 議案第38号 井手町監査委員選任につき同意を求める件
- 第 8 議案第39号 井手町公平委員選任につき同意を求める件
- 第 9 議案第40号 井手町教育委員選任につき同意を求める件
- 第10 議案第41号 井手町農業委員任命につき同意を求める件
- 第11 議案第37号 平成 3 0 年度井手町一般会計補正予算（第 1 回）

議事の経過

議長（岡田久雄） 皆さん、おはようございます。早朝よりご参集、ご苦労さまでございます。

平成30年6月定例会の開会に先立ちまして、申し上げます。

6月18日、大阪府北部を震源とする地震が発生いたしました。この地震により、とうとい生命が失われました。亡くなられた方々の無念の思い、最愛の家族を失われたご遺族の深い悲しみに思いをはせますとき、まことに痛恨のきわみであり、哀悼の念にたえません。ここで、亡くなられた方々のみたまに対して黙禱をささげたいと思います。

皆様、ご起立をお願いいたします。黙禱。

（黙禱）

議長（岡田久雄） 黙禱を終わります。ご着席をお願いします。

本日、汐見町長より6月定例町議会を招集されました。各議案につきまして慎重にご審議をいただきますとともに、理事者各位につきましては適正かつ明確な答弁をいただきまして、住民の信頼と負託に応えられますよう期待します。

梅雨の季節になりましたが、議員並びに理事者各位におかれましては、体調の管理に十分ご留意をいただきますとともに、円滑な議会運営が行われますようお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

本日の会議に古川昭義議員から欠席届が出ておりますので、ご報告申し上げます。

ただいまから平成30年6月井手町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番、村田忠文議員、9番、谷田みさお議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の順序の議席の方をお願いいたします。

次に日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から6月29日までの9日間にすると思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（岡田久雄） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月29日までの9日間に決定しました。

今期定例会に提出されております案件は、条例制定の件3件、平成30年度補正予算1件、同意案件4件、工事請負契約の件1件、財産取得の件1件、繰越明許費繰越計算書1件、繰越計算書1件、並びに一般質問は6名であります。

なお、本日の会議は、皆様のお手元に配付しております議事日程のとおりであります。

それでは、審議を行います前に、今期定例会に町長より挨拶をいたしたい旨申し出がありますので、これを許します。

汐見町長。

町長（汐見明男） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに6月定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中ご参集いただきまして、まことにありがとうございます。平素は町政進展のため絶大なるご協力を賜り、住民とともに深く感謝しているところでありまして、この機会に厚くお礼を申し上げます。

まず、先ほど全員で黙禱をささげましたけれども、3日前に発生をいたしました大阪府北部を震源とする地震によりまして、亡くなられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災をされました全ての皆様方に心からお見舞いを申し上げます。気象庁によりますと、地震が発生しましてから10日間ほどは十分注意を要する期間ということですので、この間、警戒を怠ることなく、住民の安全・安心のために、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

さて、平成29年度の出納整理期間も5月31日をもって終了いたしましたので、平成29年度の各会計別の収支状況をご報告させていただきます。

まず一般会計であります。町税収入では企業進出に伴う固定資産税等の増収によりまして約9億900万円、前年度に比べ約3,600万円、率にして4.2%増となる見込みであります。

また、普通交付税につきましては約12億7,100万円、前年度に比べ約1,200万円、率にして1%の減となる見込みであります。

特別交付税は、東日本大震災の復興や全国各地で発生している災害の被災地への重点配分、さらにはこの冬の大雪による除排雪関連経費の増大により、前年度を大きく下回るのではないかと大変心配をしておりましたが、約3億6,500万円と前年度並みとなる見込みであります。

その他、未来づくり交付金をはじめ、他の補助金等についても従来どおり、京都府より手厚いご支援をいただいた結果、歳入総額約50億8,400万円、歳出総額約46億6,200万円で、繰越明許費を除いた実質収支額は約3億7,000万円の黒字と、ほぼ前年度並みとなる見込みであります。

中味的にも、ソフト事業では、温室効果ガスの削減を図るための公共施設や街灯のLED整備、児童の安全の確保と地域防犯機能の向上を図る防犯カメラ整備、タクシー料金の一部を助成する福祉タクシー事業、高校卒業時までの医療費を完全無料化する医療費助成、食物アレルギーのある児童・生徒に代替食を提供するための給食センター施設整備、既存の商工業者を継続的に支援するための基金積み立てなど、またハード事業では、身近な歴史的施設周辺を愛着のある道路空間として活用する歴史と自然が薫る道づくり事業、大規模地震により消火栓が使用できない状況を想定し、さらなる防災・減災のための耐震性防火水槽の設置、さらには、継続事業であります京都府立特別支援学校へのアクセス道路となる町道整備やJR玉水駅周辺整備など、一層充実した内容となっております。

しかし、本町の財政は自主財源に乏しく、地方交付税や国・府支出金などの依存財源に頼っていることから、経済動向や国・府の状況によりまして大きな影響を受けるという構造でありますので、今後も行財政運営には十分な注意が必要であると考えております。

次に特別会計であります。全ての会計の実質収支額は黒字になる見込みであります。

なお、国保会計につきましては、赤字補填として借り入れしました広域化等支援基金貸付金の償還金として1,230万円、年度末時点で赤字が見込まれたことから赤字補填として600万円、計1,830万円を一般会計から法定外繰り入れしたことにより黒字になっているものであります。

それでは、今次定例会に提出いたしました議案第34号、井手町税条例等の一部を改正する条例制定の件ほか、11件の案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第３４号及び議案第３５号の２件は、いずれも地方税法等の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第３６号は、旅館業法等の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第３７号は、平成３０年度一般会計の補正でありまして、補正総額は１億１，７１２万７，０００円の増で、補正後の一般会計予算は４８億９，７１２万７，０００円であります。

歳出予算につきまして、その概要をご説明申し上げます。

まず総務関係では、石垣区の公民館改修補助に１１８万６，０００円、井手町まちづくり協議会に対する宝くじコミュニティ助成に２５０万円それぞれ計上いたしますとともに、京都産業大学井手応援隊の活動拠点であります「むすび家ｉｄｅ」の機能強化を図るため、井手応援隊活動拠点運営事業に２５０万円計上いたしております。

次に衛生関係では、宇治市斎場の火葬場使用料が本年７月１日より改定されることから、火葬場使用料補助に５８万５，０００円計上いたしております。

次に土木関係では、耐震改修希望者の増加に対応するため、木造住宅耐震改修助成に５４０万円、ＪＲ玉水駅周辺整備に７，３５２万５，０００円それぞれ計上いたしますとともに、白坂テクノパークから多賀地区への接続道路となる町道１２－３６号線道路改良に２，０００万円計上いたしております。

次に教育関係では、２０２０年東京オリンピック・パラリンピックを控え、町内小・中学校に通う児童生徒一人一人に豊かなスポーツ心を育み、スポーツ文化の広がりにつなげる、オリンピック・パラリンピック教育推進事業に３６万円計上いたしております。

以上が歳出予算の概要でありまして、その財源といたしましては、国・府支出金４，９７６万６，０００円、寄附金２，６１９万円、繰越金１９８万７，０００円、諸収入３４８万４，０００円、町債３，５７０万円計上いたしております。

議案第３８号から議案第４０号までの３件は、いずれも任期満了に伴う委員の選任についてでありまして、ご同意願いたく提案するものであります。

議案第４１号は、農業委員会等に関する法律の改正に伴う井手町農業委員会委員の任命についてでありまして、ご同意願いたく提案するものであります。

す。

議案第４２号は、工事請負についてでありまして、予定価格が５，０００万円以上でありますので、地方自治法並びに条例の規定に基づき、工事請負契約を締結するに当たり、議会の同意を得ようとするものであります。

議案第４３号は、財産取得についてでありまして、予定価格が７００万円以上でありますので、地方自治法並びに条例の規定に基づき、財産を取得するに当たり、議会の同意を得ようとするものであります。

報告第１０号及び報告第１１号の２件は、いずれも平成２９年度より繰り越した事業につきまして、地方自治法施行令及び地方公営企業法の規定に基づき報告するものであります。

以上が本日提出いたしました議案等の内容でありまして、詳細につきましては、各担当よりそれぞれ補足説明いたさせますので、何とぞ慎重ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、私の挨拶並びに提案説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（岡田久雄） 次に日程第３、諸般の報告を行います。

監査委員から３月分、４月分、５月分の例月出納検査結果報告の提出がありましたので、その写しをお手元に配付しておりますので、ごらんお願いします。

これで諸般の報告を終わります。

次に日程第４、一般質問を行います。

一般質問通告書を提出された方は６名であります。発言の順番は受付順にいたします。

この際、申し上げます。質問についての発言時間はそれぞれ２０分以内とします。

順次質問を許します。

谷田利一議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田利一議員。

２番（谷田利一） ２番、谷田利一です。私の方から、通告書に基づきまして１点、都市公園条例についてご質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

本町の現在の公園の設置状況は、都市公園１３カ所、簡易児童遊園４カ所、

児童遊園及び緑地 12カ所があると理解しています。各区自治会とも、毎年この時期になると、公園の草も生い茂り、除草作業が必要になります。その除草作業も、素人が草刈りの機械を使いながらの作業に、いつけがをしてもおかしくない状況の中に、常に苦勞されています。

本町の都市公園条例では、各公園の名称・場所が明記されていません。近隣市町を見ますと、条例の中に別表をつけて公園名・場所を明記されています。また、設置管理条例においても、設置については詳細に条例化されていますが、管理においては、第2章で都市公園の管理がありますが、設置に関する管理であり、通常の維持管理とは少し違うのではないかと思います。

そこで、次のことについてお伺いいたします。

一つ目、本町では都市公園条例の中に公園名・所在地の明記をされないのはなぜなんですか。3月定例会でも少し触れましたが、誰でもわかるように、本町の都市公園、簡易児童遊園、児童遊園及び緑地について名称・所在地を明記されるべきだと思いますが、本町の考えをお伺いいたします。

二つ目、都市公園の除草作業等維持管理については各区自治会に任せ、暗黙の了解で各区が作業しているのが現状ですが、各区からは、何の委託契約もしていないし、管理費の補助金もない、除草作業については、町に申請をしてゴミ袋の配布をいただいているのが現状だと聞いています。暗黙の了解のまま本日まで経過していますが、設置管理条例の指定管理者はどうなっているのでしょうか。また、各区との維持管理等について委託契約などはされているのでしょうか。今後、各区との管理について本町の考えをお伺いします。よろしくお願いします。

議長（岡田久雄） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 西田建設課長。

理事（西田哲弥） 谷田利一議員のご質問にお答えいたします。

都市公園条例についてであります。一つ目の条例への明記につきまして、3月議会でもお答えしたとおり、都市公園法第17条において、「公園管理者は、その管理する都市公園の台帳を作成し、これを保管しなければならない」とされており、法律の規定に基づいて公園台帳に記載して管理を行っているところであります。

また、同条第3項の規定では、「公園管理者は、都市公園台帳の閲覧を求め

られたときは、これを拒むことができない」とされており、申し出があった場合は建設課窓口で閲覧していただくこととしております。また、簡易児童遊園、児童遊園及び緑地については、図面上に位置及び名称を明記したものを建設課窓口にて閲覧していただくことができます。

なお、都市公園の名称や位置については、都市計画図に明記しているとともに、都市公園、簡易児童遊園、児童遊園及び緑地の所在、名称、面積については統計書にも明記しており、これらはいずれも窓口で閲覧していただくことができるとともに、町のホームページにも掲載しております。

二つ目の都市公園の維持管理につきましては、議員ご指摘のとおり、市街地の公園については、過去から地元区に除草等の維持管理をお願いしているところであり、契約等は交わしていないのが現状であります。樹木の伐採等の大規模なものについては、必要に応じて業者に発注し対応しているところでもあります。

また、郊外の公園である玉川さくら公園については、毎月1回ボランティア団体に清掃活動を行っていただいているとともに、町の方で年2回の除草を行っており、南谷川ホタル公園、万灯呂山展望台についても、毎月1回ボランティア団体による除草や清掃のほか、必要に応じて直営での除草作業等を行っております。

設置管理条例により指定管理者が管理している野外活動センター大正池グリーンパークについては、委託により施設及び設備の維持管理を行っております。

今後も、市街地の公園については、これまで同様、地元区に日常の維持管理をお願いしながら、地元区では対応することが難しい大規模な修繕や樹木の伐採等については、町の方で対応してまいりたいと考えております。

議長（岡田久雄） 再質問ございますか。

次に、西島寛道議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 西島寛道議員。

3番（西島寛道） 3番、西島寛道。事前に通告していた2点についてお伺いいたします。

まず1点目、泉ヶ丘中学校の学力と進路についてをお伺いいたします。

学校教育において、空調設備の充実、食物アレルギー対策がなされた給食

の完全無償化や、学力の充実・向上を図るため、さまざまな事業に取り組みをしていただいていますことに敬意を表します。

泉ヶ丘中学校では、オーストラリアとの国際交流・海外派遣事業の相乗効果により、英検の取得に向けて積極的にチャレンジする生徒が増加し、学習面においても関心・意欲につながっているとお聞きしています。部活動においても活発に行われ、またICT活用と情報モラルの教育では、社会の変化に主体的に対応できる力を身につけられるように積極的に取り組まれていると伺っています。

泉ヶ丘中学校に生徒を持つ保護者の多くは、大変充実した学校環境に喜んでいます。しかし、生徒や保護者の一番の関心と懸念は、やはり進路についてだと思われます。

そこでお伺いします。

1、泉ヶ丘中学校で高校受験を希望する生徒の受験対策をどのように進められておられるのか。

2、その結果として、進路状況はおおむねどのようなものであるか。個人情報にもかかわることですので、答えられる範囲でお伺いいたします。

次に、2点目であります。公園遊具についてお伺いいたします。

本町には、子どもたちが遊べる多くの公園が点在しています。その中でも、平成26年に上井手地区に完成した玉川さくら公園は、グラウンドゴルフが楽しめる多目的広場や、展望広場、トイレ、東屋などが設けられ、子ども向け大型遊具やストレッチなどができる健康器具など整備もされ、日々多くの乳幼児の親子、児童・生徒、高齢者が来られ、にぎわっています。

しかし、その他の公園で遊ぶ子どもの姿が年々減ってきています。公園でのボール遊びの禁止、雑草が生い茂って遊べないなど、さまざまな要因がありますが、その一つに遊具の老朽化や事故・危険防止により撤去され、遊べる遊具がないことが挙げられます。遊具が減少することで、遊具によるさまざまな運動能力が得られる機会が減り、子どもの遊ぶ環境にも影響が及んでいます。小さなお子様を持つ保護者からは、近所の公園に遊具を設置してほしいとの声も上がっています。

公園管理の多くを各区にお任せしている現状や、遊具における定期点検、事故の責任など、大変難しい問題は多くあります。しかし、周りの大人が危険な行動面での指導や安全な遊び方を教えていきながら、子どもの好奇心や

運動能力を育てていくことも重要であると考えます。

そこでお伺いします。本町の今後の公園遊具設置についての考えをお聞かせください。

以上です。よろしくお願いします。

議長（岡田久雄） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 松田教育長。

教育長（松田 定） 西島議員のご質問にお答えいたします。

1点目の泉ヶ丘中学校の学力と進路についてであります。本町では、学力の向上に向けて、学習内容の確実な定着を図るために、次の三つのことに力を入れております。一つ目は、習熟させることに重点を置いた授業を進めること、二つ目は、計画的に学習内容を振り返ることや繰り返し学習をすること、三つ目に、課題に応じて個別に児童・生徒への支援を進めること、この三つのことを小・中学校で共通して取り組んでおります。

これらをベースに、特に受験を控えた中学3年生に対しては、2学期に入りますと、京都府教育委員会から非常勤講師の配置もいただき、放課後に、個々の課題の克服に向け、少人数グループ、時にはマンツーマンで進める学習会や、曜日ごとに国語、社会、数学、理科、英語の放課後入試対策講座を実施しております。さらに、冬休みには希望者を募った学習会を行ったり、年間40回程度実施される児童館での学習会にも教員が参加して、生徒の学習活動をサポートするなど、希望進路を実現させる取り組みに力を入れております。

こういった取り組みと同時に、進学への意欲を喚起していくことも重要でありまして、高校進学を果たした先輩や高校の教員を招いた進路学習会や講演会、高校のオープンスクールへの参加や大学見学も進めております。また、個々の進路希望を確定するために、保護者を含めた面談をきめ細かに行っておりますが、ここ数年では、英語への関心も高まり、英語を生かした職業につきたいという希望を持って進路を考える生徒も見られるようになってまいりました。これも、国際交流・海外派遣事業や全員受検の英語検定全額補助事業の波及効果ではないかと思っております。

いよいよ受験が近づく12月には、少しでも生徒の不安を取り除いて自信を持って臨めるよう、地元企業であるワタキューセイモア株式会社に協力を

いただきながら、面接練習にも力を入れているところであります。

次に、進路状況についてであります。数年前に泉ヶ丘中学校では、学校としては初めて全日制高校に全員進学した年度がありますが、その後ももう1カ年、同様に全日制100%の年があり、この五、六年間の推移を見ますと、全日制進学に定時制、通信制を含めた進学率は平均約99%となっており、公立・私立を問わず、特色ある学科・コースも選択するなど、おおむね個々の生徒の希望に応じた多様な進路が実現できているのではないかと考えております。

今後とも、小・中学校が連携した学力向上の取り組みや各種の事業を推進しながら、全ての生徒の希望進路の実現に向けて力を尽くしてまいりたいと考えております。

議長（岡田久雄） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 西田建設課長。

理事（西田哲弥） 2点目の公園遊具についてであります。平成25年に玉川さくら公園に複合遊具を設置し、現在、多くのお子さんたちとともに高齢者の方にもご利用いただき、大変喜ばれているところでございます。

その他の公園の遊具につきましては、設置してから年数が経過しているものが多く、老朽化して使用されない遊具については撤去し、使用されているものについては更新をしております。

公園は子どもたちが運動できる大切な場であると考えておりますので、今後も、地元区と十分相談しながら、必要なものについてはしっかりと対応してまいりたいと考えております。

議長（岡田久雄） 再質問ありますか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 西島議員。

3番（西島寛道） 今、教育長が答弁されたように、学校環境は大変すばらしいものにあると思うんですけども、なかなか保護者の方が、泉ヶ丘中学校に行っても進路が実現できないんじゃないかという、そういうことを思われている保護者もまだまだおられるようで、ホームページなど、広報を利用して、もっとPRしていただければと要望をしておきます。

2点目の公園ですけれども、もし可能ならば、アンケートなどをとって

ただいて、どのような遊具が必要とされているのか、それとも、うちの公園には、近くの公園には要りませんよと言われる方が多いのか、またその辺も、もしできるなら実施していただければと思います。

以上です。

議長（岡田久雄） 要望でよろしいですか。

3 番（西島寛道） 要望です。

議長（岡田久雄） 次に、木村武壽議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 木村武壽議員。

10 番（木村武壽） 10 番、木村武壽です。おはようございます。いつもありがとうございます。

通告に基づきまして一般質問をいたします。質問事項につきましては、1 点目は部落差別解消推進法の具体化について、次に、ふるさと納税についてであります。

質問要旨としまして、まず1 点目の部落差別解消推進法の具体化についてであります。

2016 年12 月16 日施行の部落差別解消推進法につきましては、施行以来、全国的な取り組みで成果を上げております。本町では、京都府自治体の中でいち早く町民に広報紙等で法律の説明を掲載し、さらに京都府等と連携をとりながら相談体制の充実に取り組んでいますことにご感謝しているところでございます。

しかし、いまだに、生命・身体の安全にかかわる事象や不当な差別などの人権侵害が存在しております。特に最近ではインターネットを利用した誹謗中傷は特徴的な問題であり、偏見や差別意識を背景として、重篤な事案も起こっております。地方自治体の責務として、国と連携し、教育・啓発の推進、実態調査等、部落差別の解消に向けて努めることとなっております。法律を実効あるものにしていくために、国や府の取り組みだけでは不十分であり、総合的な推進体制と審議的な協議機関を設置することが重要であると思います。

全国の自治体において、部落差別解消推進法を受けて条例の制定や改正が行われております。本町での今後の取り組みをお尋ねいたします。

次に、ふるさと納税についてであります。

この問題につきましては、昨年の６月に、ふるさと納税について、返礼品や物品以外の返礼品の考え方、あり方についてお尋ねをさせていただきました。

先日、新聞を見ておりましたら、近隣の町で大幅アップ、２，０００万円を超える寄附があったという記事を見ました。大変驚いております。

本町では、住民団体から選出されました委員で構成される井手町ふるさと納税検討委員会を立ち上げられ、返礼品や寄附された寄附金の活用についても検討されていると聞いております。

そこでお尋ねいたします。

まず初めに、本町の２９年度の実績と寄附金の活用について。また、毎年、返礼品の考え方、あり方について検証をされているのか。

次に、今年度の委員会の取り組みの予定についてお尋ねいたします。

三つ目につきましては、町のＰＲにつながる商品やサービスを取り入れ、返礼品の充実を図る予定はあるのか。

以上、お尋ねいたします。

議長（岡田久雄） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 汐見町長。

町長（汐見明男） 私の方からは、１点目の部落差別解消推進法の具体化についてお答えいたします。

平成２８年４月、障害者差別解消法、同年６月、ヘイトスピーチ対策法、同年１２月、部落差別解消推進法がそれぞれ施行されました。これら３法には具体的な取り組み内容が示されておりますので、実効性のあるものにするために鋭意取り組んでいるところであります。

障害者差別解消法につきましては、以前より町内にバリアフリー検討委員会を設置し、当委員会からの要望を踏まえ、公共施設のバリアフリー化に取り組んでまいりました。今年度は、いづみ人権交流センターのエレベーター設置を計画しており、入札も終わりましたので、間もなく工事着手する予定であります。

また、ヘイトスピーチ対策法につきましては、平成３０年３月、京都府がガイドラインを策定したことを受けまして、本町といたしましても、これを参考に、平成３０年９月をめどにガイドラインを制定すべく、京都府と協議

しているところであります。

部落差別解消推進法につきましては、法の根幹であります相談体制の充実強化に向け、平成２９年６月に新たに相談員を配置してきたところであります。

ご質問の条例制定につきましては、これら三つの法律の趣旨を踏まえ、実効性のある取り組みをさらに推進する観点から、町の姿勢をどうあらわせばよいのか、十分検討してまいりたいと考えております。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 眞木地域創生推進室長。

理事（眞木伸浩） ２点目のふるさと納税についてであります。一つ目の本町での平成２９年度の実績と寄附金の活用につきましては、２６名の方から総額３７万円の寄附をいただいております。いただいた寄附金については、今年度において、桜やゲンジボタルの保全活動や橘諸兄公旧跡整備のための事業や、役場１階窓口への杖ホルダーの設置事業に活用することとしているところであります。

また、返礼品の考え方、あり方についての検証をしているのかということにつきましては、今年度も昨年度に引き続き、井手町ふるさと納税検討委員会を開催する予定であり、同委員会でいただいたご意見を踏まえ、今後検討を進めてまいりたいと考えております。

二つ目の今年度の委員会の取り組みの予定につきましては、井手町ふるさと納税検討委員会につきましては来月に開催予定としているところであり、返礼品のあり方及びいただいた寄附金の活用方法について議論をいただく予定としております。

三つ目の、町のＰＲにつながる商品やサービスを取り入れ、返礼品の充実を図る予定はあるのかということにつきましては、井手町ふるさと納税検討委員会でいただいたご意見も踏まえながら、商工会やＪＡ等、町内の各団体と連携しつつ、返礼品の公募や、そのための説明会を行い、幅広い事業者からの参加をいただくことで、返礼品の充実を図ってまいりたいと考えております。

議長（岡田久雄） 再質問ありますか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 木村議員。

10番（木村武壽） 要望になりますが、両方につきましても、行政の段取りもあると思いますが、早急に取り組んでいただきたいということをお願いしまして、一般質問を終わります。

議長（岡田久雄） 次に、脇本尚憲議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 脇本尚憲議員。

1番（脇本尚憲） 1番、脇本尚憲です。よろしくお願いします。何分、初めての一般質問をさせていただきますので、拙い質問になるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

私の方からは2点、質問をさせていただきますと思います。

1点目につきましては、第7期介護保険料についてです。

介護保険制度の財源は、住民の方から徴収する介護保険料と税金で賄われています。介護保険料の設定は各自治体で3年ごとの制度の見直しがあり、また、介護報酬改定や自治体ごとに事業計画を見直して介護保険料が変更になると聞いています。

全国的に高齢者が増加している現状では保険料が上がる一方であり、京都府でも平均で介護保険料が5.4%の増加率と報道されています。本町の今期の介護保険料についても、前期より増額となっています。

年金生活をされている高齢者にとって、介護保険料の増額については、やはり関心が高いことだと思います。そこで、今回の第7期介護保険料（平成30年度から平成32年度）の増額についてお聞きしたいと思います。

1番、現在の井手町における高齢化率と要介護認定率の数値は把握されていますか。また、全国平均、京都府の他の市町村と比較して、井手町はどの位置にありますか。

2番、今回の介護保険料増額の根拠について説明をしてください。

3番、第8期の介護保険料の制定に向けて、介護保険料抑制に対する取り組み状況を教えてください。

2点目、乗用車のアクセル・ブレーキの踏み違い事故対策について。

現在、全国で自動車免許保有者は平成28年現在8,221万人、このうち75歳以上の免許保有者は513万人、75歳以上の人口の3人に1人で、今後も増加すると推測されます。高齢者にとって乗用車が自身の足となり、通院や買い物などに使用していると聞いています。

しかし、高齢ドライバーの特性について、個人差はあるものの、視力が弱まること、反射神経が鈍くなること、体力の低下から長時間の運転継続が難しくなることなど、交通事故の危険性は必然的に高まっています。現在、社会問題になっているアクセルとブレーキの踏み違いによる死亡事故については、75歳未満では全体の死亡事故の0.7%にすぎないのに対し、75歳以上では5.9%と高い割合を示しています。

交通事故分析センターの発表では、ペダルの踏み違いが起因する事故は年に6,500件に迫る勢いだとのことです。踏み違い事故が発生する背景には、オートマチック車の場合、アクセルペダルとブレーキペダルが並列に配置されており、それぞれ踏み込むという同じ動作で操作するために、運転中の慌てやパニックにより踏み違いを起こし事故を起こしてしまうと考えられます。そんな中、自動車関連の企業が踏み違い事故の対策として、現在の乗用車に後づけできる急発進抑制装置や、アクセルやブレーキペダルが一体化した急発進防止装置を販売しています。

町民の人命や財産を守るためにも、町として早急な対策が必要だと考えられます。そこで本町にお聞きします。

1番、本町として、高齢者ドライバーに対する安全対策の取り組みなどはされていますか。

2番、本町として、過去にアクセル・ブレーキの踏み違いに起因した事故の把握はされていますか。

3番、本町として、踏み違い事故を防ぐための装置を設置する住民への助成金などは可能でしょうか。よろしくお願いします。

議長（岡田久雄） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺井佳孝） 脇本議員のご質問にお答えいたします。

1点目の第7期介護保険料についてであります。まず、一つ目の現在の本町の高齢化率につきましては、平成30年4月末現在33.0%となっております。また、要介護認定率につきましては、平成30年4月末現在20.3%となっております。

次に、高齢化率の全国平均との比較につきましては、平成27年10月現在、全国平均26.3%となっており、1,572保険者中、井手町は31.

１％で７８８番目となっており、京都府のほかの市町村との比較につきましては、２６保険者中１１番目となっております。

次に、認定率の全国平均との比較につきましては、平成３０年２月末現在、全国平均１８％となっており、１，５７８保険者中、井手町は１９．６％で３９６番目となっており、京都府のほかの市町村との比較につきましては、２６保険者中９番目となっております。

次に、二つ目の介護保険料改定の根拠につきましては、過去の人口動態を見ながら、平成２７年度と平成２８年度の給付実績をもとに、国のワークシートに基づき、平成２７年度から平成２９年度までの被保険者、認定者、介護サービス等の利用状況を勘案しまして算出した給付額を基本といたしまして、介護保険料の算定を行っております。

また、平成３０年１月時点の平成２９年度の決算見込みで、従前からの介護予防事業の取り組みにより計画していた介護給付費より給付が少なくなったため余剰金となり、従来の基金残額と合わせて２，２００万円となったところであります。第７期介護保険料を算定する際、その基金残額２，２００万円を第１号被保険者の保険料に充当することにより、本来であれば保険料月額が５，６１９円となりますが、５，３７５円となっているところであります。

結果として、同じサービス事業所を利用している京田辺市や宇治田原町より介護保険料は低く、京都府下２６市町村においても７番目に低い保険料となったところであります。

次に、三つ目の介護保険料抑制の取り組みにつきましては、本町では、高齢者の方が住みなれた地域でいつまでもお元気でお過ごしいただける町を目指して、高齢者の健康づくりや介護予防の推進などに取り組んでおります。

具体的には、一般介護予防事業として、６５歳以上の一般高齢者を対象として、老人福祉センター玉泉苑及び賀泉苑において、転倒予防等を目的とした運動教室、やまぶき体操クラブを実施しております。また、介護予防チェックリストの結果、生活機能低下のおそれありと判定された方を対象とした運動機能向上教室や、地域の交流や生きがいを持った生活を送れるように社会的孤独感の解消を目的とした高齢者生きがい通所事業や、地域の公民館等で実施されているミニサロンに介護予防に関する講師等を派遣する地域活動支援事業も実施しております。

特に、現在大きな社会問題となっております認知症対策の充実を図るため、本町の担当課に専門職員を増員し、元気なうちから脳のトレーニングやゲームを取り入れた体操などを行う認知症予防教室、認知症の方が行方不明となった場合、早期に発見できるよう事前登録制度や認知症の進行に合わせて受けられる医療・介護・福祉サービスを示した認知症ケアパスを作成し、各地域のミニサロン等で説明を行ってきたところであります。また、本年度より認知症初期集中支援チームを設置し、住民の方のご相談を受け、認知症が疑われる支援対象者のもとへ保健師と社会福祉士がチームとなって訪問し、認知症サポート医の助言のもと、本人にとって必要な医療や介護サービス等へつなぐ支援を行っております。

さらに、在宅医療介護連携推進事業としては、医療、介護の関係団体が連携し、多職種協働により在宅医療と介護を一体的に提供できる体制を構築するため、地域の綴喜医師会などと緊密に連携しながら関係団体の連携体制を構築してまいりたいと考えております。在宅医療については、住民の方へ呼びかけを行い具現化するための取り組みを進めているところであります。現在、従前から京都府医師会が中心となって綴喜医師会が進めていただいているところに行政も加わって、協議を行っているところであります。今年度中に介護する方へ啓発を行い、在宅医療と介護についての理解を深めていただくための講演会を実施する予定をしております。

また、生活支援体制整備事業としては、近年、単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、地域の互助による生活支援の必要性が増加しているところであります。その生活支援介護予防サービスの充実に向けて、ボランティアの育成や発掘についてのノウハウを持っている井手町社会福祉協議会と協働し、事業を進めてまいりたいと考えております。

今後も、いつまでも元気で健康的な生活が送れるよう介護予防事業に力を注ぎ、それが結果として次期介護保険料の抑制につながればと考えているところであります。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 2点目の乗用車のアクセル・ブレーキの踏み間違い事故対策についてであります。一つ目の高齢者ドライバーに対する安全対策の取り組みにつきましては、田辺警察署に伺いますと、全国的にも高齢化率の

上昇とともに高齢者が対象となる交通事故が増加傾向にあるとのことであり
ます。議員ご指摘のように、高齢者ドライバーによる痛ましい交通事故もニ
ュースで多く取り上げられるような状況にあると承知しております。

なお、毎年実施しております春と秋の全国交通安全運動において、その時々
の交通情勢を踏まえ、重点項目を定めながら町内12カ所において交通安全
運動期間の初めと終わりに街頭指導や警察車両によるパレードなどを実施し
てきているところでありますが、昨今の高齢者の交通事故の状況から、昨年
の秋と本年の春の交通安全運動では、高齢者の安全な通行の確保と高齢者ド
ライバーの交通事故防止を重点項目の一つとして実施してきたところであり
ます。

また、交通安全に対する取り組みとして、毎月15日に町内6カ所にて綴
喜交通安全協会井手支部役員の方々による街頭指導も積極的に実施してい
だいております。今後も、高齢者に対する交通安全対策につながるような啓
発活動を行ってまいりたいと考えております。

二つ目の、過去にアクセル・ブレーキの踏み間違いに起因した事故につ
きましては、田辺警察署に伺ったところ、直近3年間において本町ではないと
のことです。

三つ目の、踏み間違い事故を防ぐための装置を設置する住民への助成金に
つきましては、現在実施されている自治体の状況などを確認しながら、今後
検討してまいりたいと考えております。

議長（岡田久雄） 再質問ありますか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 脇本議員。

1 番（脇本尚憲） 質問ではなくて要望なんですけども、まず1点目の保険
料につきまして、細かく調べていただきましてありがとうございました。私
自身も、抑制のためには介護予防というのが大切だというふうに思ってい
ます。特に、今までも、ミニサロンであるとか、そういった介護にならない
ように、つながらないようにという身体的なりハビリとかというのは重きを
置かれていたんですが、やはり今後は認知症対策というのを特に取り組まな
ければならないということと、自身で自覚症状が少ない方がやはり多いで
すので、地域の方、周りの方、その支援する方が気づいてあげて、そうい
ったところにつなげていただく、早期発見していただくということが、それが最

終的には介護保険料の抑制にもつながるかと思いますので、そこにつきましても町として取り組んでいただければと思います。よろしくお願いします。

２点目のアクセル・ブレーキの踏み違い事故につきましても、いろいろ調べていただきましてありがとうございました。本町として、この近隣でもそういった事故がないということはほっとしていることですが、きょう、あす起こることも可能性としてはあります。やはり、そういった事故を起こしてしまう加害者があれば、それを受ける被害者も発生するわけで、また同じような話になりますが、町民の人命や財産を守るという意味では、加害者側だけの、アクセル支援を受ける側だけじゃなくて、痛ましい事故が起こらないように町としても取り組んでいただければということで、検討していただけるということですので、またそういった形でよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（岡田久雄） この際、暫時休憩します。１１時１５分から。

休憩 午前１０時５８分

再開 午前１１時１５分

議長（岡田久雄） 休憩前に引き続き、再開します。

次に、中坊 陽議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 中坊 陽議員。

８番（中坊 陽） ８番、中坊 陽です。事前に通告しております２点についてお伺いいたします。

１点目として、土砂災害区域の防止対策についてであります。

ことし４月１１日未明、大分県中津市邪馬溪町で災害規模幅約２００メートル、長さ約２４０メートルの土砂崩れが発生し、死亡者６名、家屋全壊４軒の被害が出ました。６日から７日にかけて６ミリの雨が観測されて以降、１１日まで０．５ミリ以上の雨が観測されていない状況で、「雨も降っていないのに、どうして」と災害が予測されない中、突然住民を襲いました。大雨など引き金になる自然現象ではなく、地層の中に滑りやすい面があり、もともと土砂崩れの起きやすい場所だった可能性があるとの見解もありますが、原因は明らかになっていません。このような状況に、多くの不安が叫ばれています。

本町では、京都府指定土砂災害警戒区域に、急傾斜地の崩壊箇所に井手地

区 7 カ所、多賀地区 9 カ所、田村新田地区 14 カ所が指定されており、住宅隣接箇所も含まれています。

そこで質問します。

1、どのような経過や要因で指定されたのか。

2 番目として、今後、町として土砂災害区域の防止対策をどのように進められるのか、お聞きします。

2 点目として、空き家対策についてお聞きします。

近年、核家族化が進み、子ども家族と同居していない高齢者だけのひとり暮らし世帯も増加しています。子どもや親族は既に自分の家を持っていたり、仕事の都合などでその地域に住めないといった事情などから、住民が亡くなっても家を継ぐことができない状況が大きな社会問題となっています。人間には寿命がある以上、高齢者世帯ほど空き家になる可能性が高まることは避けられません。本町でも対策はされていますが、あまり変わっていない状況です。

そこで、次のことについて質問します。

1、現状把握されている空き家数、2 番、空き家バンクに登録されている件数と利用状況、3、解体等の費用支援策について、4 番、空き家についての考え、今後の増加防止対策についてお聞きします。

以上、よろしくお願いします。

議長（岡田久雄） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 中坊議員のご質問にお答えいたします。

1 点目の土砂災害区域の防止対策についてであります。一つ目のどのような経過・要因で指定されたのかにつきましては、まず、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定については、京都府において行われるものであります。その経過・要因について伺いますと、平成 11 年 6 月に広島市等で土石流及びがけ崩れが同時多発的に発生した広島災害により、翌年に土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律が施行され、京都府においては平成 16 年度から本町の土砂災害警戒区域の調査に入り、議員ご指摘の 30 カ所については、土砂災害特別警戒区域として急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建物に損壊が生じ、生命または身体に著しい危害

が生ずるおそれがあると認められる地域として、平成２０年３月及び平成２１年３月の２回にわたり京都府告示にて指定されてきたところであります。

二つ目の、今後の土砂災害特別警戒区域の防止対策をどのように進めるのかにつきましては、急傾斜地のハード整備については京都府において実施されることから、平成２９年度も京都府に対し、土砂災害危険区域での災害を防止するため、砂防事業等の対策事業の推進及び、土砂災害危険区域等危険箇所における地質調査などを行い、有効な減災対策の推進をしていただくよう要望してきたところであります。

また、本町では昨年度に、自主防災組織の代表者や地域役員、消防団の方々にご参加いただき、いざというときに安全に避難することができるよう、坂道や大雨により水があふれそうな危険箇所などのご意見をいただきながら、それらを反映した土砂災害警戒区域のマイ防災マップを作成し、該当する区域の住民の方々に配布してきたところでありますので、今後、当該マップを活用した防災訓練を実施していきたいと考えております。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 眞木地域創生推進室長。

理事（眞木伸浩） ２点目の空き家対策についてであります。一つ目の現状把握している空き家数につきましては、平成２７年度に実施した空き家実態調査により、町営住宅を除けば１６９件であると承知しております。

二つ目の空き家バンクに登録されている件数と利用状況につきましては、平成３０年５月末時点で空き家バンクに登録されている物件は計１７件であり、そのうち契約が成立した物件は計１０件となっております。

三つ目の解体等の費用支援策につきましては、本町では空き家の解体支援は行っておりませんが、空き家バンクに登録された物件で、利用希望者との契約が成立し、今後一定期間継続して利用が見込まれる物件について、上限５０万円を目安として、空き家の残存家財等の撤去やハウスクリーニング等に対し補助を実施しております。

四つ目の空き家についての考え、今後の増加防止対策につきましては、空き家については、放置することにより、公衆衛生の低下や景観の悪化等のさまざまな問題を引き起こす原因となる一方、有効活用することにより、井手町に住まいを求める方々への住宅の供給手段になるものと考えております。よって、空き家を所有されている方々等に対し、空き家を放置することによ

る弊害や空き家バンクへの登録を含めた活用手段について、さらなる周知を行う等の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

議長（岡田久雄） 再質問ありますか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 中坊 陽議員。

8 番（中坊 陽） 1 点目の土砂災害について再質問しますけども、京都府に要望をされているということでしたけども、要望された結果、何か実現したり、今後よい方向で防止策がとられるような見込みがある箇所があれば教えてください。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 中坊議員のご質問にお答えいたします。

まず、具体的な取り組みといたしましては、私ども要望はしておりますので、その要望等にまず応えていただくというスタンスでありましたら、せっかく防災パトロールを実施してまいりましたときに、とある西田川という砂防地域がございますけども、そこを京都府の方としても、状況からそこをまず危険がないように取り組んでいくというふうな具体的な回答も実はいただいております、要望によってそこを対応していくという答えをちょうどこの前もらってきたところであります。

もちろん、この要望によりまして、今申し上げました京都府においてもいろいろな危険箇所を確認しながら、必要に応じ、順番を優先度を決めながら着手をしていただいているというふうなことで、今回の西田川という砂防地域についても対応していただいているということでございます。

以上です。

議長（岡田久雄） 次に、谷田みさお議員の質問を許します。

9 番（谷田みさお） 9 番、谷田みさおです。

このたびの大阪北部地震でお亡くなりになられた方に心からご冥福をお祈りするとともに、被災者の皆さんに心からお見舞いを申し上げまして、質問に入りたいと思います。

まず、地域公共交通の確保策についてです。

城陽市の青谷地区では、今月から誰でも利用可能な乗り合いタクシーの活用が始まりました。1 回 1 5 0 円で、週 2 日、1 日 6 往復ということで、1

0カ月間の試行と報道されております。宇治市の西小倉地区では、会員制で試行されている乗り合いタクシー事業で増便、ジャンボタクシー化、乗り放題パスの導入が予定されているということです。宇治田原町では、従来の福祉バスの利用制限を撤廃し、昨年からは観光客など誰でも無料で乗れる町営バスに変更されまして、年間1万5,000人乗られているというふう聞いております。観光客向けの周遊バスも試行されておられます。木津川市のきのつバスは、バス停が井手町の渋川を越えたところにもございまして、井手町住民の方も通院等で利用されている実態がございます。このように、井手町以外の近隣市町村では、鉄道以外の地域公共交通が着々と整備をされておりまして、住民や訪れる方に喜ばれています。

本町でも、バスなどの交通手段の確保を求める約1,000筆の要望書が住民団体から町長に提出されているとお聞きしています。相次ぐ高齢者ドライバーの事故も住民不安に拍車をかけています。役場の移転のことを考えますと、少なくとも町内の乗り合い交通は、まず検討しなければならない時期に来ていると考えます。真に有効な公共交通確立にはさまざまな角度からの検討が必要で、時間もかかります。直ちに検討機関を設けることが必要ではないか、お尋ねいたします。

2点目に、要配慮者の災害時の避難についてです。

町の地域防災計画には、「町は、避難所において要配慮者のニーズに適切に対応できるよう、平常時から、要配慮者に関する情報を把握し、要配慮者名簿の作成に努める」とあります。防災対策における要配慮者とは、どのような方を指すのでしょうか。登録制ですか。基準外の方でも、特に希望がある場合は要配慮者として扱えるのかお尋ねします。また、現在の要配慮者の人数は何人で、地区ごとの内訳はどうなっていますか。名前、住所、必要な配慮の内容など、誰が把握をしていますか。きちんと名簿化されているかお尋ねします。

また、地域防災計画に、「避難所をユニバーサルデザインにするための取り組みや要配慮者の避難スペース、要配慮者のニーズに対応できる福祉避難コーナーの設置及び要配慮者に適切に対応できる人材の確保、または社会福祉施設等との協定締結等により福祉避難所を事前指定する等、要配慮者の避難生活の支援に努める」というふうに書かれております。昨年1年間の避難所開設の実態はどうなっていましたか。いつ、何回、どこに開設し、それぞれ

何人の体制で開設をしたのか、避難者は何人だったのか、要配慮者の避難はあったか、消防団や区役員、地域住民などの協力状況はどうでしたか。避難所には何が常備されていますか。水、非常食、毛布等の必要な物資はどの程度搬入しましたか。福祉避難コーナーを設置しましたか。協定締結による福祉避難所の指定のための努力は現在どのように行われていますか。

3点目に、多賀地区の町営住宅についてです。

ことは井手町と多賀村が合併して60年という年になります。これまで井手町では、小学校や保育所、駅などの整備において、二つの地区が均衡ある発展が図れるように努めてきたと思います。公共施設の位置などにも配慮がされてきたと感じています。町の人口は、ことし3月に25人、4月に26人、5月に27人と3カ月で78人減少し、6月1日現在では7,522人となりました。これだけ人口が激減しますと、二つの地区のうち人口が少ない多賀地区では、地域コミュニティー、保育所や小学校の維持・存続にも住民の中に不安が生じています。特に小学校が廃止されたりいたしますと、地域の衰退に直結し、取り返しがつかないと感じます。町全体での人口増、活性化はもちろん必要ですが、これまで整備してきた多賀地区のインフラを有効に活用する意味でも、特に多賀地区の活性化を図ることが緊急に求められるのではないのでしょうか。

多賀地区への工場や商業施設の誘致計画がありますが、若い世代に住んでもらうということが必要です。老朽化した多賀地区の町営住宅の今後の利活用計画はどうなっていますか。若い世代向けに町営住宅の建設を検討してはどうでしょうか。民間賃貸住宅を借り上げて、または家賃補助によって町営住宅化を図れば、地域経済の支援にもなると考えますが、どうでしょうか。民間が住宅開発を行うのを待つという姿勢では、2035年までに300戸増という地方創生計画は達成できないと思いますが、町長の姿勢をお伺いします。

4点目に、蛇谷川上流の土砂崩れについてです。

この春に、多賀地区南部を流れています蛇谷川上流で民地の土砂が崩れ、川の流れを塞ぐという状況になりました。周辺住民から、川の濁りがひどい、川が泥で埋まっている、私設水道を使っておられる方がいるわけですが、それが使えなくなった、大量の土砂が流れ出す危険はないのかという声が相次いで寄せられています。この場所については、数年前から土砂の搬入が行わ

れてきましたが、井手町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例に違反しているのではありませんか。現状は、もはや農地とは言えません。現状どおりの課税を行っているか伺います。まずは、不安を感じている住民の皆さんへの説明の機会を持つこと、少なくとも、雨期に入り、土のうを積むなど応急措置を徹底することと、長期的には擁壁をつくらないと、土のうでは間尺に合わないと思います。土質のチェック、そばまで行きますと、においます。近隣の農地を侵害していることはないのか、その有無の調査、下流の蛇谷川のしゅんせつ等が必要ではないかと考えています。蛇谷川上流で土砂が持ち込まれている場所について、過去の経過、現在の指導の状況、今後の対応を伺います。

以上です。

議長（岡田久雄） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章） 谷田みさお議員のご質問にお答えします。

1点目の地域公共交通の確保についてであります。地域公共交通の検討につきましては、以前からお答えしてきており、奈良交通の休止の時点から調査や検討を行ってきております。京田辺市と井手町内を走ってまいりました奈良交通の循環バスが休止になった際、奈良交通から、1日に13便運行しているが、1日当たりの平均利用者は26人、1便当たり平均2人の運行では採算がとれない。存続するなら、赤字補填のため年間1,700万円を井手町、京田辺市、城陽市の3市町でご負担いただきたいとの申し出がありました。結果、京田辺市、城陽市の二つの市が一切お金は出せないということの中で、利用状況から見て、井手町のみで年間1,700万円を住民の方々の税金を使って負担はできないと、存続を断念してきた経過があります。現在、近隣自治体が運行する循環バスの利用状況につきましては、1便当たりの利用者は宇治田原町で平均3人、城陽市では2路線でそれぞれ平均5人と12人、木津川市では、旧山城町域からJR木津駅を結ぶコミュニティバスでは平均3人とのことであります。

循環バスの利用者数が伸びない要因としては、所要時間がかかるなどの不便さにあると考えております。もし仮に本町で町内循環バスを走らせるとした場合、各区に1カ所の停留所を設け、各停留所での待機時間をなしとした

場合でも、これまでの他の行事等のバス運行を参考にしますと、バスが町内を一巡するには、およそ１時間の所要時間が必要となってまいります。例えば、この循環バスを利用して上井手区にお住まいの方が役場へ手続きに来られるとした場合、まず、自宅から上井手区の停留所まで徒歩数分程度として、玉水区の停留所までバスで約３０分、停留所から役場まで徒歩数分程度として、片道で約四、五十分程度かかることになります。次に、帰りではありますが、循環バスですので、次のバスが来るのは約１時間後となります、よって、循環バスを利用して上井手区の自宅から役場を往復するには、少なくとも約２時間半程度が必要となってまいります。このようなことが利用の少ない大きな要因であると考えております。

また、本町の財政状況は、税収が少なく、地方交付税や国・府支出金などの依存財源に頼っていることから、経済動向や国・府の状況によりまして大きな影響を受けるという構造になっております。本町の平成２９年度の実質収支額は約３億７，０００万円の黒字と、ほぼ平成２８年度並みとなる見込みでありまして、既存の商工業者を継続的に支援するための基金に１億３，０００万円を積み立てておりますので、実質的には、この１億３，０００万円が黒字ということになります。しかし、この黒字は国や京都府からの手厚いご支援のたまものでありまして、もしこの支援が他市町村並みとなった場合には、決算は赤字となります。

このような利用状況予想や、国や府からの手厚い財政支援が他市町村並みの支援となった中でもバスを走らせようとした場合には、町単独で実施している敬老祝い金の支給や福祉タクシー事業、また子育て支援医療費助成や学校給食費の補助などの見直しが必要となってまいりますので、バスの運行は大変難しいと考えております。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） ２点目の要配慮者の災害時避難についてであります。まず、防災対策における要配慮者につきましては、災害発生時に避難などの支援を受けたい６５歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯の方、要介護３・４・５で介護が必要な方、身体障害者手帳１・２級、療育手帳Ａ・Ｂ、精神障害者保健福祉手帳１・２・３級の方、災害時に自力での避難が困難な方を対象としており、氏名、住所、要配慮者としての対象の区分等を記入し

て届け出いただいた方を台帳に登録する方法としております。５月１日現在の登録者数は玉水区１４名、水無区２名、高月区１２名、上井手区７名、田村新田区３名、石垣区１５名、北区１０名、南区１７名、東部区３５名、西部区８名、南部区１２名、北部区３３名、計１６８名であります。

次に、昨年１年間の避難所の開設につきましては３回でありまして、１回目は平成２９年８月７日で、井手小学校、多賀小学校、自然休養村管理センターの３カ所を開設し、各避難所へ職員２名を配置してきたところであり、要配慮者を含め避難者はありませんでした。２回目は平成２９年９月１７日で、避難所については１回目と同様の箇所、同様の職員体制で開設してきたところであり、要配慮者を含め避難者はありませんでした。３回目は平成２９年１０月２２日で、井手小学校、多賀小学校、山吹ふれあいセンターの３カ所を同様の職員体制で開設してきたところであります。なお、避難者は２６名で、うち井手小学校に要配慮者１名の避難がありました。

なお、それぞれ３回の避難所の開設に当たり、消防団におかれましては、役場や地元公民館に約１５０名体制で地域のパトロールや、いざという時のために出動いただいたところであり、さらに、国道２４号の排水横断管を利用した排水活動の際には、交通整理なども実施していただいたところであります。また、区長や地域役員の方々も、自主防災組織として公民館や自宅に待機いただくとともに、地域住民に対してもきめ細やかに情報の周知にご尽力いただいたところであります。

救援物資につきましては、井手小学校と山吹ふれあいセンターに毛布１０枚、多賀小学校に毛布２０枚を搬入してきたところであります。なお、福祉避難コーナーについては、要配慮者の状況に応じて関係者と連携しながら必要に応じて設置していくものと考えておりますので、今回は設置しておりません。また、本町における福祉避難所については、町の福祉施設を指定している状況であります。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 西田建設課長。

理事（西田哲弥） ３点目の多賀地区の町営住宅についてであります。以前に木村議員や岩田議員からのご質問にもお答えしたとおり、老朽化などの課題もあることから、今後建てかえを行う必要があると考えておりますが、まずは現在入居されている方を優先して、それ以外の方は公営住宅法の基準

に基づいて入居してもらう必要がありますので、若い世代向けに限定することは難しいと考えております。また、民間賃貸住宅の借り上げや家賃補助による町営住宅化については、既に民間賃貸住宅に入居されている方との整合性や、家賃補助については、全ての賃貸住宅を町営住宅化できないため、考えておりません。

なお、町営住宅の建てかえ場所の検討に当たっては、一定規模の町有地をまず候補地として考えるべきであることから、すぐに建てかえを計画するとなれば、以前にもお答えしたとおり、多賀地区では京都やましる農業協同組合に駐車場として貸し付けを行っている町有地が候補地になると思っております。しかし、多賀地区の観光農園も井手町の重要な観光資源であることから、十分検討していく必要があると考えております。また、現在、民間による大規模な住宅開発の計画はありませんが、民間事業者が進出しやすいよう、住宅地をはじめ開発適地拡大のための宇治木津線の道路整備や利便性向上のためのＪＲ奈良線複線化事業などの取り組みを進めているところです。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 菱本産業環境課長。

産業環境課長（菱本嘉昭） ４点目の蛇谷川上流の土砂崩れについてであります。平成２８年３月、蛇谷川上流の土地に土砂が搬入されていたため、土地所有者への聞き取り調査を行ったところ、タケノコ畑の造成を行っているとのことでしたので、井手町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例による指導ではなく、当該農地の適正な管理を行うよう指導を行いました。その後、平成２９年４月には山城北保健所とともに、同年５月にも町単独で、周辺の土地に迷惑をかけないように指導を行いました。また、同年６月、当該農地の土砂の影響により蛇谷川の水が濁っていたことから、再度、土地所有者に適正な管理をするよう指導したところ、周辺に迷惑をかけないように対応するとの回答でありました。

しかし、平成２９年９月に再度、現地を確認したところ、当該農地が土砂崩れを起こしており、崩れた土砂が砂防河川である蛇谷川にも及んでいたため、山城北土木事務所にも通報し、砂防法及び井手町法定外公共物管理条例に基づき、早急に原状復旧するよう地権者に指導を行いました。その結果、土砂崩れを起こしている箇所への進入路の設置と河川内の土砂の撤去作業をされていましたが、全ての土砂の撤去までには至っていなかったため、本年

5月に再度指導を行い、応急対策として河川内の土砂撤去、大型土のうの設置、のり面を安定勾配にする作業とともに、河川の濁りを軽減させるため、土の吸い出しを防止するシート等の設置を実施させているところであります。

今後の恒久的な対策につきましては、まずは復旧計画を提出させ、京都府と連携しながら施工方法や構造等について指導を行い、出水期が終わった後に対応させることとしています。なお、課税につきましては、聞き取りや土地の現況などから、農地として課税しております。

議長（岡田久雄） 再質問ありますか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 再質問させていただきます。

まず、最初の公共交通の件ですけれども、細かく、1周した場合どのくらい時間がかかるかという試算をしてもらったというのは一歩前進かなと思っておりますけれども、それはやっぱり工夫をしないといけないと思うんですよ。とにかく走ればいいという、そういうことを住民の方も望んでおられるわけじゃなくて、やっぱり実際に走って有効に使ってもらえるようなものをつくらないと、それはもちませんので、税金をどのくらい使うのかという話もありましたけれども、なぜバスを走らせると子どもの医療費の助成や福祉的な進めていることを削らなあかんということになるのか、それこそ、それは町長の判断を仰がなければいけないことやと思いますが、少なくとも、既存商店のための基金を積み立てたような方式で、バスを維持するような基金を積み立てて何年間かの試行をすとか、やり方は幾らでもあると思うんです。未来永劫、どんな施策でも、とにかくやったらずっとやらなあかんということでもないし、福祉的な施策は後退させられないということを町長は常々おっしゃいますから、慎重に考えていただくのは当然なんですけども、じゃ、実際、1時間ぐらいかかるから、上井手の人はどうして役場へ来たらいいいんですか。歩いてきたらいい、歩いて帰ったらいい、障がいのある方でもそうしたらいいと、そうなんですか。そこはやっぱり何か方法を考えてあげなあかん。

福祉タクシーだって、社協がやってる福祉有償運送だって、なかなか基準は厳しいですよ。高齢者だったら誰でも利用できるという制度ではありませんからね。やはり自由に外出ができるということは高齢者の元気を保障する

源ですから、ぜひ、法律でも規定がありますし、相楽東部の広域バスですと、これは京都府も入って、地域公共交通網形成計画の作成を行うための協議会ということをつくられて、それで今、昨年から東部3町村と京都府が主体になって、広域バスが走るようになりました。単独の市町村でコミュニティーバス等を運行されているところは、道路運送法の地域公共交通会議を設けて、バスが必要かどうかも含めて検討するという、そういう法律上の位置づけになっている会議ですし、今、総務サイドでいろいろ、企画の方で答えていただけてますけど、ことし課長で来ていただいた西田課長は、土木事務所の方ではこういう地域公共交通会議のメンバーとして宇治田原町でも城陽市でもご活躍いただいていたということも聞いております。井手町でもぜひお知恵を拝借したらいいのではないかと思います。

これは今、上井手から役場という話で試算されてましたけど、役場が高台へ移転したら、逆のことが起こるわけです。町長、役場が移転しても、みんな上井手の人と同じく歩いてきたらいいんや、今、上井手の人にご不自由をかけているんやから、移転しても一切考えへんということなんでしょうか。町長のお考えをぜひ聞かせていただきたいと思います。

それから、2点目ですけれども、要配慮者の避難が、1人ですけれども去年あったということなんですね。その要配慮者の方はどうやって避難されたんでしょう。避難したいので来てくださいということで、自力で避難できないということが原則ですから、どなたかがお迎えに行って避難してもらったのか。その方も体育館で毛布1枚ということだったのか。

さっき聞きましたけど、避難所として3回開設されているところ、3回目の山吹ふれあいセンターというのは、選挙の最中でしたから、休養村管理センターがもう開票所のしつらえをしていたので、そこは開設できなかったということだと思えるんですけれども、大体その3カ所なんですよ。そこにはやっぱり非常物資はわざわざ搬入するんじゃなくて、置いといたらいいじゃないですか。なぜそれをしないんですか。わざわざ職員2名をそこへ派遣するというだけでも大変な中、また搬入しなあかんわけでしょう。少なくともその3カ所には非常物資を置いたら、職員も楽じゃないですか。早く避難所を開設できるじゃないですか、早く来てもらえるじゃないですか。なぜそれでそこに毛布や水を置かないのか、わざわざ持ってくるというのをいつまでたっても続けておられるのか。そこら辺は考えを教えてください。

3 点目、多賀地区の町営住宅ですけれども、インフラの有効活用ということを特に言いましたけど、やっぱりふるさとを守ること、これは井手町全体にもかかわってくることで、多賀地区が本当にコミュニティーがなくなってしまっているのか、風前のともしびとなってからでは遅い、今やらないといけない。公営住宅法に基づいて入居募集はやるから特別な扱いはできないと言われましたけど、府営住宅だって子育て世帯優先の募集枠があるじゃないですか。やっぱりそれも工夫じゃないですか。多賀に住んでるから言ってるわけじゃありませんけれども、非常にもったいないし、もしコミュニティーがどんどん消滅していくようになったら取り返しがつかない、この辺も町長の決意をお聞かせいただきたいです。

4 点目、蛇谷川の問題ですが、あの現状を見て農地と言われる。どこにタケノコ畑があるんですか。土砂が搬入されてるじゃないですか。これはやっぱり町にある条例に基づいて、指導というか停止命令ですよ、許可を取っていないのに土砂を搬入してるんですから。なぜ停止命令をしないんですか。その上で、停止命令をしても、緊急措置するのは当然、事業者の責任ですからやらせる。雨が降って危険なときまでやれと言いませんよ。出水期を避けて恒久措置をするというのは今後指導していくと言われてますが、農地じゃないじゃないですか。そんなこと言い出したら、何も指導できませんよ。現状を見てくださいよ。あれが農地ですか、タケノコが生えてますか。どこまでがその方の所有地なのかというのはありますが、きのうも雨の降ってる最中、見に行きました。川筋の確保は、一番狭いところは30センチぐらいしかないんですよ。これからまだどんどん雨が降ってくるし、ブルーシートで覆ってとめていただいているのはもちろんわかったんですけど、そのシートの上も水が流れていますし、シートの中も土のうとのすき間を水が流れています。まだまだどんどん土砂が入ってきます。だから、本当に応急処置ですよ。これ、応急処置でも、何で鋼板をばんと打ち込んで矢板でとめるということをしなくて、土のうなんですか。そこは応急処置でも鋼板を打ち込むべきじゃないんですか。少なくとも農地じゃない。もう1回、これ、どこが農地なのか説明をお願いしたいと思います。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 中谷副町長。

副町長（中谷浩三） 役場庁舎移転に伴うバスのご質問にお答えをいたしました

いと思います。

新庁舎建設のための検討会議を２７年度から設置して、住民代表、議会代表、公募委員による検討委員会の中で、その議論が出ておりました。そのときに、委員の方が、この会議に来る前に役場窓口に寄ってきたんやと。この窓口に来られる方で、歩いてこられる方はどれぐらいおられるんやということを知ったら、ほとんどなかった。車で来られる、また、自分が運転できない方は送ってもらう方やということが中で意見として披露されておりました、私も後ほど担当窓口等に聞いたところ、そういう状況であるということから、役場庁舎が高台へ行ったとしても、必ずしもすぐにその足をとということにはならないなという議論をされておりました。ただ、そのときに、さまざまな議論がその中でも出ましたが、例えば、今分散している役場の機能を持った保健センターなり、それぞれのそういう施設が１カ所に移す必要があるというときには、もう一度みんなで議論しなければなということをおっしゃっておったのを覚えておりますが、先ほど担当課長が答えましたように、いずれにいたしましても、役場庁舎に対するニーズとしてバスを走らせて、それで利用者がふえるかとか利用者があるかというのは、なかなか結果としては難しいのではないかとということであります。

以前にもるるお答えをしておりましたが、公共交通が何もない地域と違って、井手町にはＪＲがある等の条件、また、町域が縦に３．４キロほど、横で１．２キロほどという町の町域の広さ等を勘案しながら、今まで検討を加えながら、今先ほど担当課長申し上げた、それだけの時間をかけてご利用される住民の方は、どこへ行かれるためにそのバスに乗られるのだろう。ほな、利用者があるのかないのかということにもなってくるなと。そのときに、先ほども担当課長申し上げたように、町単独でやっている事業、これらの費用をもってバスを走らすのかということも考えていかなきゃならんということに議論をしているところでございます。そうしたことから、利用される方の状況、それから、それらに対する費用対効果、それらも含めて、今先ほど課長が答弁したとおりであります。

なお、高台へ移ったとって、直ちにそれが必要だというふうにはならないわけですが、さまざまな要因を今後も研究しながら検討することはやぶさかではございませんが、基本的にはそういう町のそれぞれの実態に応じた状況を勘案して今後も検討していくということであります。今のところ、

その状況にはないということだというふうに思っております。

また、備品等の備えつけのことを質問いただきました。災害時における避難所開設、それから備品等のふだんから置いておけばというご質問であります。現在のところ、避難所を開設しまして、必要に応じて必要な備品をその方々にお渡しすると。避難所自体が学校施設等でありますので、備品を常にそこへ置いておくというのは限界もありますので、避難された方の状況に応じて、必要なものを必要なところに必要な数届けるという形で今現在、対応しているところであります。

それから、多賀地区の住宅であります。建設課長もお答えしましたが、平成26年のときに質問いただいて、私もお答えしましたが、直ちに町営住宅をとということになりますと、今現在、町有地としてあります土地の活用を考えざるを得ないということと、それに対して、JAさんにお貸ししていますので、すぐさまそれは難しいので、JAさんに、そのときにはフルーツラインの方々に駐車場をみずから確保してもらう必要がありますという申し出は既にしております。しかしながら、直ちにということは、先ほども課長が答弁申し上げましたが、井手町の多賀地区の観光農業も観光資源の一つでありますので、十分検討してまいりたいというのが今現在の状況であります。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 菱本産業環境課長。

産業環境課長（菱本嘉昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

当該農地につきましては、以前には段をつけて畑をされていたところに今回、客土として土を入れられたということでありまして、農地法上の耕作の目的に供した土地であるかどうかというところを考えまして、農地として考えてきたところであります。ただし、周辺の農地に支障を与えないということを考えまして、現在まで指導してきたところでございます。

以上でございます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。あと2分ほどです。

9番（谷田みさお） いろいろ言いたいことはあるんですけど、とりあえず蛇谷川の話に絞って言いますけれども、誰が見たって、農地には見えません。あそこでまたタケノコがとれるようにするには一体何年かかるのか知りませんが、ミカン畑にされるにしても、あんな急傾斜地ですし、大体、蛇谷川は、

先ほど出ていました土砂災害警戒区域なわけですよ。川は町が管理しますけれども、その川から３０メートルの間は砂防地ということで、府が砂防地としての指導をしなあかんわけです。農地だとしても迷惑をかけているし、認められへんし、あんなの、客土をいっぱい入れてるのに、農地という扱いをするべきじゃないし、土砂に関する条例で指導するべきやし、まずは停止命令をして、その上で復旧工事と。砂防地に関しては、府の方でも、支障のあることはやったらあかんというふうに制限がかかっているわけです。それも砂防地で何かやるときにはちゃんと届けを出さなあかんわけで、必要であるということでないとは認められないわけですから、二重、三重にいろいろ困ったことをやったはるわけです。それを、農地だからということで、どう考えても、大目に見てるのかみたいなことに見えますよ。

住民の方は、何よりも、何をやったはるかもわからへんわけです、水が濁ってる、えらいことや、上はどないなってるんやろうと。見に行くのには、長靴を履いて随分歩かないといけませんよ。みんな誰でもすぐに見に行ける場所じゃないです、上からは川は見えませんし。まず説明してください。そういう指導の経過、こういうふうにしてるんですというようなことを、住民の方から求めがあれば、今後あると思いますけれども、説明の機会をちゃんと設けて、町としてはこうこうこういうことで今までやってきたんやけど、今こうなってます。出水期やから、工事ができなくなったら、それはそれで、もし下流でこんなことが起こったら、すぐ通報してくださいみたいなことを言うておかないと、突然、土石流が襲うというようなことが考えられないということではないわけで、住民の人に今こうなってますということを言わないと、怖いですよ。それはきちっとやっていただきたいと思います。

京都府の方にも申し上げたいとは思いますが、町は、農地としてではなく、土砂に関する条例の違反事例として指導するべきだということを申し上げて、質問を終わります。

議長（岡田久雄）　これで一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。１３時１５分から再開します。

休憩　午後　０時０７分

再開　午後　１時１５分

議長（岡田久雄）　休憩前に引き続き、再開します。

次に、日程第５、報告第１０号、繰越明許費繰越計算書についてを議題と

します。

本件につきましては、地方自治法施行令第146条第2項に基づく報告事項でありますので、報告を受けるにとどめたいと思います。

提出者から報告を求めます。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章） それでは、報告第10号、繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

平成29年度井手町一般会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり調製したので報告する。

平成29年度井手町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

8款土木費、2項道路橋梁費、事業名、道路新設改良費、金額2億8,400万円、翌年度繰越額2億8,400万円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の1億5,264万3,000円、地方債の9,640万円、一般財源の3,495万7,000円であります。

8款土木費、4項都市計画費、事業名、JR玉水駅周辺整備、金額400万円、翌年度繰越額37万3,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の21万9,000円、地方債の10万円、一般財源の5万4,000円であります。

9款消防費、1項消防費、事業名、指揮広報車購入、金額550万円、翌年度繰越額550万円、財源内訳といたしまして、地方債の410万円、一般財源の140万円であります。

11款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、事業名、町道35-00号線他災害復旧事業、金額3,040万円、翌年度繰越額3,040万円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の1,503万5,000円、地方債の750万円、一般財源の786万5,000円であります。

合計金額3億2,390万円、翌年度繰越額3億2,027万3,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の1億6,789万7,000円、地方債の1億810万円、一般財源の4,427万6,000円であります。

以上、簡単ではありますが、説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄） 以上で報告第10号、繰越明許費繰越計算書についてを

終わります。

次に、日程第 6、報告第 11 号、繰越計算書についてを議題とします。

本件につきましては、地方公営企業法施行令第 26 条第 3 項に基づく報告事項でありますので、報告を受けるにとどめたいと思います。

提出者から報告を求めます。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 中島上下水道課長。

理事（中島一也） それでは、報告第 11 号、繰越計算書についてご説明申し上げます。

平成 29 年度井手町水道事業会計予算繰越計算書を地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により報告する。

平成 29 年度井手町水道事業会計予算繰越計算書でございます。

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額、1 款資本的支出、1 項建設改良費、事業名、新設上玉川橋配水管橋台添架工事、予算計上額 1,700 万円、翌年度繰越額 1,700 万円、財源内訳といたしまして、過年度分損益勘定留保資金 1,700 万円でございます。

説明といたしまして、配水管添架工事を京都府の橋台工事の進捗に合わせたため繰り越したものでございます。

以上、簡単ではありますが、説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄） 以上で報告第 11 号、繰越計算書についてを終わります。

次に、日程第 7、議案第 38 号、井手町監査委員選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） それでは、議案第 38 号、井手町監査委員選任につき同意を求める件についてご説明申し上げます。

地方自治法第 196 条 1 項の規定により、下記の者を監査委員に適任と認め、選任につき同意を求める。

記といたしまして、京都府綴喜郡井手町大字井手小字里 42 番地、小川 均氏、昭和 24 年 5 月 13 日生まれ。

なお、任期は 4 年、監査委員は 2 名でございまして、他の委員は村田忠文

氏であります。

以上、簡単でありますが、説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄）　これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、議案第３８号、井手町監査委員選任につき同意を求める件を採決します。

議案第３８号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（岡田久雄）　挙手全員です。したがって、議案第３８号は同意することに決定しました。

次に、日程第８、議案第３９号、井手町公平委員選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄）　脇本総務課長。

理事（脇本和弘）　それでは、議案第３９号、井手町公平委員選任につき同意を求める件についてご説明申し上げます。

地方公務員法第９条の２第２項の規定により、下記の者を公平委員に適任と認め、選任につき同意を求める。

記といたしまして、京都府綴喜郡井手町大字多賀小字北口３６番地の３、山本昭雄氏、昭和２１年１０月２０日生まれ。

なお、任期は４年、公平委員は３名でございまして、他の委員は丸山俊也氏、上島勝廣氏であります。

以上、簡単でありますが、説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄）　これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、議案第３９号、井手町公平委員選任につき同意を求める件を採決します。

議案第３９号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（岡田久雄）　挙手全員です。したがって、議案第３９号は同意することに決定しました。

次に、日程第 9、議案第 40 号、井手町教育委員選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） それでは、議案第 40 号、井手町教育委員選任につき同意を求める件についてご説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、下記の者を教育委員に適任と認め、選任につき同意を求める。

記といたしまして、京都府綴喜郡井手町大字井手小字北溝 2 番地、古川幸子氏、昭和 52 年 5 月 16 日生まれ。

なお、任期は 4 年、教育委員は 4 名でございまして、他の委員は森田正弘氏、古川透子氏、木田修司氏であります。

以上、簡単であります、説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄） これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、議案第 40 号、井手町教育委員選任につき同意を求める件を採決します。

議案第 40 号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（岡田久雄） 挙手全員です。したがって、議案第 4 号は同意することに決定しました。

次に、日程第 10、議案第 41 号、井手町農業委員任命につき同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 菱本産業環境課長。

産業環境課長（菱本嘉昭） それでは、議案第 41 号、井手町農業委員任命につき同意を求める件につきましてご説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、井手町農業委員の任命について、議会の同意を求める。

記といたしまして、京都府綴喜郡井手町大字多賀小字西南組 6 番地、奥田

英夫氏、昭和２０年１２月３日生まれ。

続きまして、京都府綴喜郡井手町大字井手小字山田８番地、島田英夫氏、昭和２０年８月７日生まれ。

続きまして、京都府綴喜郡井手町大字井手小字宮ノ本５５番地、杉山徳子氏、昭和２６年６月８日生まれ。

続いて、京都府綴喜郡井手町大字多賀小字東北組３７番地、辻井幸弘氏、昭和３４年７月２９日生まれ。

次のページを見ていただきまして、京都府綴喜郡井手町大字井手小字西山７８番地、寺島正昭氏、昭和２７年１１月２５日生まれ。

続きまして、京都府綴喜郡井手町大字井手小字北玉水５０番地、寺島正直氏、昭和２３年、７月２７日生まれ。

続きまして、京都府綴喜郡井手町大字井手小字下赤田３８番地、西島 登氏、昭和１１年１月１８日生まれ。

続いて、京都府綴喜郡井手町大字多賀小字栗岡３７番地、平間政一氏、昭和３１年９月２９日生まれ。

続いて、京都府綴喜郡井手町大字井手小字西垣内３番地、中坊 陽氏、昭和３０年８月１３日生まれ。

次のページを見ていただきまして、京都府綴喜郡井手町大字井手小字浜田５８番地の４、西島寛道氏、昭和４８年８月３１日生まれであります。

本議案につきましては、平成２９年１２月定例議会でご可決いただきました農業委員の定数条例の提案時に説明しましたとおり、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員の選出方法がこれまでの公選制から市町村長の任命制に変更となり、現在の委員の任期が平成３０年６月２９日に満了することに伴い、今回同意を求めるものでございます。

委員の選考につきましては、まず公募を行い、自薦または推薦による応募者を、公正性等を確保するため、要綱に基づく選考会議を行い、１０名の候補者を選考したところでありまして、この１０名は人格、見識ともにすぐれ、かつ農業行政に理解があり、委員に最適であると考え、今回提案するものであります。

なお、任期は平成３０年６月３０日から平成３３年６月２９日までの３年間であります。

以上、簡単ではございますが、説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄）　これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決をいたしますが、
10人中に2人の議員が含まれておりますので、議員につきましては、地方
自治法第117条の規定により除斥することとなります。

よって、採決を3回行います。まず、8人を一括して行い、議員について
は個々に採決いたしますので、ご承知ください。

これから、議案第41号、井手町農業委員任命につき同意を求める件を採
決します。

議案第41号の奥田英夫氏、島田英夫氏、杉山徳子氏、辻井幸弘氏、寺島
正昭氏、寺島正直氏、西島　登氏、平間政一氏の8人に同意することに賛成
の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（岡田久雄）　挙手全員です。したがって、議案第41号の奥田英夫氏、
島田英夫氏、杉山徳子氏、辻井幸弘氏、寺島正昭氏、寺島正直氏、西島　登
氏、平間政一氏の8人は同意することに決定しました。

地方自治法第117条の規定により、中坊　陽議員の退場を求めます。

（中坊　陽議員退場）

議長（岡田久雄）　議案第41号の中坊　陽氏を同意することに賛成の議員
は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（岡田久雄）　挙手全員です。したがって、議案第41号の中坊　陽氏
は同意することに決定しました。

中坊　陽議員の入場を許します。

（中坊　陽議員入場）

議長（岡田久雄）　地方自治法第117条の規定により、西島寛道議員の退
場を求めます。

（西島寛道議員退場）

議長（岡田久雄）　議案第41号の西島寛道氏を同意することに賛成の議員
は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（岡田久雄）　挙手全員です。したがって、議案第41号の西島寛道氏
は同意することに決定しました。

西島寛道議員の入場を許します。

(西島寛道議員入場)

議長(岡田久雄) 次に、日程第11、議案第37号、平成30年度井手町一般会計補正予算(第1回)を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 花木企画財政課長。

企画財政課長(花木秀章) それでは、議案第37号、平成30年度井手町一般会計補正予算(第1回)につきましてご説明申し上げます。

平成30年度井手町の一般会計補正予算(第1回)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,712万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億9,712万7,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、地方債補正の規定でございます。地方債の変更は、第2表地方債補正による。

それでは、3ページをごらんください。第2表地方債補正でございます。

起債の目的、2目土木施設整備事業債、今回3,570万円を追加し、限度額を2億7,780万円とするものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、従前と変わりございません。

次に、7ページをごらんください。歳入歳出補正予算事項別明細書にてご説明申し上げます。

まず、歳入であります。13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費補助金、今回125万円を追加し、計1,398万5,000円、総務管理費補助金の125万円であります。4目土木費補助金、今回4,461万9,000円を追加し、計4億2,813万3,000円、土木管理費補助金の135万円、都市計画費補助金の4,326万9,000円であります。

14款府支出金、2項府補助金、1目総務費補助金、今回59万3,000円を追加し、計2,559万3,000円、総務管理費補助金の59万3,000円であります。2目民生費補助金、今回24万4,000円を追加し、

計 5, 672 万円、老人福祉費補助金の 24 万 4, 000 円であります。6 目土木費補助金、今回 270 万円を追加し、計 1 億 5, 990 万円、土木管理費補助金の 270 万円でございます。3 項府委託金、4 目教育費委託金、今回 36 万円を追加し、計 43 万 6, 000 円、小学校費委託金の 24 万円、中学校費委託金の 12 万円であります。

16 款寄附金、1 項寄附金、3 目土木寄附金、今回 2, 619 万円を追加し、計 2, 619 万 1, 000 円、都市計画費寄附金の 2, 619 万円であります。

18 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、今回 198 万 7, 000 円を追加し、計 698 万 7, 000 円、前年度繰越金の 198 万 7, 000 円であります。

次のページをごらんください。

19 款諸収入、4 項雑入、3 目雑入、今回 348 万 4, 000 円を追加し、計 2, 923 万 3, 000 円、雑入の 348 万 4, 000 円であります。

20 款町債、1 項町債、2 目土木施設整備事業債、今回 3, 570 万円を追加し、計 2 億 7, 780 万円、都市計画整備事業債の 3, 570 万円であります。

次のページをごらんください。

歳出であります。2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、今回 368 万 6, 000 円を追加し、計 2 億 6, 994 万 7, 000 円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 59 万 3, 000 円、その他の 250 万円、一般財源の 59 万 3, 000 円であります。負担金補助及び交付金の 368 万 6, 000 円あります。9 目まちづくり推進費、今回 348 万 4, 000 円を追加し、計 975 万 5, 000 円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 125 万円、その他の 98 万 4, 000 円、一般財源の 125 万円あります。需用費の 250 万円、負担金補助及び交付金の 98 万 4, 000 円あります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、2 目老人福祉費、今回 48 万 8, 000 円を追加し、計 7, 160 万 3, 000 円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 24 万 4, 000 円、一般財源の 24 万 4, 000 円あります。負担金補助及び交付金の 48 万 8, 000 円あります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費、今回 58 万 5, 00

0円を追加し、計1,672万1,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の58万5,000円であります。負担金補助及び交付金の58万5,000円であります。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、今回540万円を追加し、計3,236万7,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の405万円、一般財源の135万円であります。負担金補助及び交付金の540万円であります。

次のページをごらんください。

2項道路橋梁費、2目道路新設改良費、今回2,000万円を追加し、計1億5,680万3,000円、財源内訳といたしまして、その他の2,619万円、一般財源の619万円の減であります。委託料の2,000万円あります。4項都市計画費、1目都市計画総務費、今回8,312万4,000円を追加し、計10億8,197万円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の4,326万9,000円、地方債の3,570万円、一般財源の415万5,000円あります。委託料の7,352万5,000円、負担金補助及び交付金の959万9,000円あります。

10款教育費、2項小学校費、2目教育振興費、今回24万円を追加し、計2,622万8,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の24万円あります。報償費の14万4,000円、旅費の1万8,000円、需用費の7万8,000円あります。3項中学校費、2目教育振興費、今回12万円を追加し、計2,293万8,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の12万円あります。報償費の6万1,000円、旅費の5,000円、需用費の4万円、役務費の1万4,000円あります。

以上、簡単ではありますが、説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 中坊 陽議員。

8番（中坊 陽） 10ページの教育費に関連してお聞きします。

オリンピック・パラリンピック事業ということになってますけども、具体的にはどのようなことをされるのか。

それと、先日、18日、大阪北部地震が起きました。通学路で学校施設が、

ブロックが潰れて犠牲になられた方、大変お気の毒なんですけど、井手町内については点検をされましたでしょうか。それと、学校施設、もしされてたら、その結果をお願いします。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 松田教育長。

教育長（松田 定） 2点目のこのたびの大阪北部地震への対応について、全体的なことをまず私の方からお答えさせていただきます。

あのような痛ましい事故が発生しましたので、発生日当日に、早速学校のブロック塀について、まずは点検を行うようにということで、教育委員会職員が学校に出向きまして、学校と協働して点検を行いました。さらに、翌日にはブロック塀に係る調査も実施いたしました。具体的内容については、後でご質問について課長がお答えいたします。

二つ目に、当日の集団の下校を実施いたしました。集団下校を実施いたしますとともに、付き添いによる教員指導を行いまして、通学路について安全点検を実施いたしました。なお、集団登校は翌日から、さらに、下校時における、集団的下校と呼んでますが、下校時間が違いますから、1人で帰らないように、できるだけ集団で、それも教員が付き添いの指導を実施いたしまして、今週いっぱい、校区内のパトロールも兼ねて、3小・中学校とも実施する予定としております。

以上、集団下校並びに通学路点検、さらに、ブロック塀の点検と調査を行ったということで、ご質問内容について、課長の方から結果、具体をお答えさせていただきます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 高江学校教育課長。

学校教育課長（高江裕之） それでは、中坊議員のまず1点目のご質問にお答えいたします。

オリンピック・パラリンピック教育推進事業の具体的な内容につきまして、オリンピック等のアスリートを招いて、井手小学校と多賀小学校が行う陸上交歓記録会での指導や泉ヶ丘中学校のマラソン指導のほか、パラリンピック競技の体験、オリンピック・パラリンピック関係の情報揭示、世界各国の料理を給食に取り入れ、食文化を学んだりする事業を予定しております。

続いて、2点目のコンクリートブロックに関してであります。地震が発

生いたしました6月18日に、コンクリートブロック塀につきまして、目視、また壁を押さえることで点検を行っております。結果、崩れるおそれの壁はございませんでした。続いて、6月19日に、再度コンクリートブロックの高さや控え壁があるかどうかの調査を教育委員会の方で行っております。結果、高槻市の小学校で倒壊したコンクリートブロック塀のように既存の塀に上積みするようなブロックは全くございませんでした。また、全てのコンクリートブロックは10段積みまで、高さにすると2メートルまでの高さで積み上げられておりまして、控え壁も全て設置されておりました。今後につきましては、国や府から通知される点検項目に従って、再度点検を実施いたします。

以上でございます。

議長（岡田久雄） ほかにありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） ほかの件があるんですけど、今、先にブロック塀の点検のことを言われたので確認したいんですけども、ブロック塀そのものだけであれば、10段積んでも2メートルですから、2メートル20を超えるといるところは井手町内にはないというのはわかるんですけど、基礎部分が土の中に埋まってるんじゃないかと出てますので、地盤面からではかると2メートル20を超える塀があると思うんですよ。それは建築基準法には反しないということでもいいんでしょうか。控え壁等があるとか、そういう細かい規定もあると思いますけども、高さだけに限っていうと、明らかに多賀小学校の塀は、地盤面からでいうと一番上まで2メートル40ぐらいあります。私もはかってみましたけれども、それは大丈夫なのか、大丈夫だといっても、できるだけ安全なように生垣化する方がいいんじゃないかとか、防犯面もありますので、いろいろありますけど、どういう基準で調査しなさいというふうに府教委等から言われてるのか、ブロック塀だけの高さでいいんですか。それが1点。

それと、ページ数で言いますと7ページの入の方で、土木寄附金、都市計画費寄附金で2,619万円とかいう多額の寄附がありまして、それが町長の提案のときの説明によりますと、10ページにあります町道12-36号線道路改良に取りかかるということで、それにかかわる寄附金だと思うんで

すけれども、どなたからどういう事情で寄附がいただけるのか。これは今回、委託料しか上がっていませんけれども、道路をこれから建設していきますと、非常に多額の費用がかかると思いますが、その費用負担については、これは白坂開発に伴って必要になってくる道路なので、開発事業者と協定上どういう取り決めになっているのか。これ、寄附金ということになっていきますけども、実際、この道路は開発に伴って必要だから事業者が持ってくださいよということであれば、寄附ではなくて、寄附というとは任意性が感じられますので、分担金として徴収するとか、逆に、業者がつくらなあかんものやから、町に委託をしてつくってくださいというような、そういう契約をするとか、いろんなやり方があると思うんですが、この設計委託と建設について、どういう取り決めになっているのか、お願いします。

次に、９ページで公民館改修補助、石垣区の公民館という最初説明がありましたけれども、どういう改修をされるのか。

それから、コミュニティ助成２５０万円は、まちづくり協議会へということですが、これも何に充てられるお金なのか。

それから、井手町の応援隊の活動拠点、むすび家に２５０万円ということですが、去年も同額程度の費用をかけて改修をして使っていると思うんですが、機能強化というのはどういう機能を強化されるのか、去年１年間でどのくらい活用されたのか、お願いします。

続いて、同じく、その下に長寿社会づくりソフト事業助成というのがありますが、この長寿社会づくりソフト事業というのは一体何なのか、どなたにこの助成をするのか、お尋ねします。

さらに９ページ、火葬場使用料補助ですが、宇治斎場が料金改定があるということで、それに合わせて増額をするということですが、どのような補助規定に変えるのか。それと、従来から言ってますけれども、お亡くなりになるタイミングというのはご自分でどうこうすることはできないわけで、亡くなってから長く安易に置くということもできませんから、すぐ火葬しなければならないと。宇治斎場を使えたら補助金が出るけれども、そのほかの斎場に行かざるを得ないというふうになった場合はこの補助金が出ない、非常に不公平であるということで、従来から申し上げてます。この火葬場の補助要綱ができた当時は、井手町でもまだ土葬が行われていて、衛生上の問題から土葬ではなく火葬を推進したい、促進したいということで補助をつくった

と、そういう説明がずっとあるんですけども、そういう歴史的な使命は終えているわけで、自分の希望で宇治斎場が使えなかった場合でも同様の補助が出せるように要綱を変えるべきだと思うんですけども、その点の考え方はいかがですか、お尋ねします。

もう1点ですが、10ページ、JR玉水駅西交通広場整備の費用ですけども、これは当初にもあったのではないかと思うんですが、これ、補正をする理由と、何に充てるのかお尋ねします。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 高江学校教育課長。

学校教育課長（高江裕之） 谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

これまで行いました調査につきましては、町独自で行った調査でございます。高さの方につきましても、ブロックが何段積まれているか、ブロックの高さのみをはかったものでございます。議員おっしゃったように、全体の高さにつきましては、国からの通知内容、こちらの方に従って調査をしたいと考えております。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 西田建設課長。

理事（西田哲弥） それでは、まず歳入の16款寄附金と歳出の8款土木費の町道12-36号のことにつきまして、説明をさせていただきます。

白坂の開発の許可時に事業者と取り交わした覚え書きにより、事業者が多賀地区への接続道路の工事を行うこととなっておりましたが、事業者が工事を行うと用地所有者が税控除を受けられないということから、事業者より、道路費用の負担はさせていただきますが、用地所有者に税控除を受けてもらうため、町が事業主体となっただけないかという申し出がございました。そのため、町が主体となって事業を行うため、今回提案させていただいているものでございます。まず、寄附金の方でございます。事業者の方から寄附金という形で歳入をいたしまして、歳出の方でございますが、委託料といたしまして、測量設計費及び用地調査及び不動産鑑定費の方を補正するものでございます。予算の議決をいただきましたら、事業に着手し、その成果をもって進めたいというふうに思っておる次第でございます。

それと、寄附ではなく負担金として徴収するものではないかというご質問

でございます。今回、開発指導要綱に基づく協議により、事業者負担をしていただくものということから、任意の寄附といたしまして、寄附金として受け入れるというようなことで京都府にも確認をしまして、今回、寄附という形で差し支えないということで、寄附という形でやっております。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章） 私からは公民館改修補助の関係でございます。

今年度、石垣区におかれまして、公民館のトイレの洋式化及び段差のバリアフリー改修をされますので、それに対し、町で補助するものでございます。

以上です。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 眞木地域創生推進室長。

理事（眞木伸浩） 私の方から3点お答えいたします。

まず1点目のコミュニティ助成事業の使い道についてでございますが、具体的には、まちづくりセンター椿坂での使用や町内のコミュニティー活動の貸し出しに向けた、経年劣化により既に使用にたえられなくなっております机や椅子などの備品や同センター周辺の景観維持のための掃除備品の、例えば、具体的には草刈り機等の整備を行うことを予定しております。

2点目の井手応援隊活動拠点運営事業でございます。具体的には、平成29年3月に整備した京都産業大学井手応援隊活動拠点「むすび家 i d e」について、今後さらなる利活用可能となるよう、現在傷んでおりますキッチン及びトイレ等の補修を行うものでございます。昨年度、「むすび家 i d e」におきましては、桜まつりや百縁商店街でのポップコーンの販売や、小学生を対象にした寺子屋活動あるいは親子科学教室等を開催してまいりました。今年度は、これまでの寺子屋活動等に加え、学生カフェの実施や移住体験所としての利用など、さらなる活用方法が学生より提案されているところでございます。今回計上しております本事業の実施に当たりまして、京都産業大学井手応援隊と議論しつつ、今後の利活用法の具体的な検討とあわせて進めてまいりたいというふうに考えております。

3点目の長寿社会づくりソフト事業助成についてお答えいたします。本事業につきましては、人々が生きがいを持って健やかに暮らすことができる地

域社会づくりに貢献するために、公益財団法人地域社会振興財団が実施している事業でございます。本町におきましては、具体的には、ことしがまちづくりセンター椿坂の設立から15年目に当たることを踏まえまして、今後の住民主体のまちづくり活動をさらに活発化するため、外部講師による講演会や、まちづくり団体をはじめとする住民参加型のワークショップの開催及びワークショップの議論等を取りまとめましたリーフレットの作成等を予定しているところでございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 中谷保健医療課長。

保健医療課長(中谷 誠) 火葬場使用料補助の規定をどのように変えるのかというご質問でございますけども、火葬料補助金交付要綱の上限額を3万円から4万円に改正するものでございます。

それと、補助の対象を宇治市斎場以外の考え方についてでございますが、これまで議会の一般質問でお答えしてきましたとおり、井手町火葬料補助金交付要綱第1条の目的におきまして、「火葬場の利用の増大に対し、広域行政の中で対応することとし」とありますので、宇治市斎場以外の補助については考えておりません。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 西田建設課長。

理事(西田哲弥) J R 玉水駅周辺整備の件でございます。今年度、当初予算で440万の負担金を計上しております。今回959万9,000円の補正で、合計1,399万9,000円の負担の予定でございます。具体的なか身としては、事業をしている府の方から、玉水駅西交通広場の整備を来年度に向けてより進めるというようなことで、今年度の事業費を増額するというようなことから、主に用地の土地開発公社からの買い戻しの方に使うということでお聞きしております。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 火葬場の件ですけど、広域的にということかというと、

この近隣、井手町以外はみんな条例や規則で宇治斎場以外、ほかの斎場を使った場合でも、それぞれ限度額は違いますが、同額の補助をされてるんです。井手だけが最初の、宇治斎場ができた当時、みんな土葬じゃなくて火葬してくださいよということで始めた要綱のままずっと来てるということで、広域的に対応しようというのであれば、他の市町村と合わせて、井手も宇治市斎場以外で使っても補助は一緒ですよというふうにするべきだと、これは思いますよ、広域的対応と言われるなら当然そうするべきやと。

次に、町道 12-36 号線ですけれども、いろんなやり方があるし、住民の方が、町内の今までそこを農業をしておられたりしてた方がほとんどやと思うんです。そういう方に税控除を受けていただくということで買収が進むということであれば、それはそれで構わないと思うんですけれども、逆に、今回のことがそうかどうか、私も全くどの地点かもわかりませんし、地権者が誰かもわかりませんが、事前情報によってそういう土地を買い占めたような人があって、そういう方の税控除のためにということになれば、そういうことはおかしいわけで、そういう点の精査というか、それはきちっとやらなあかんと思うんですよ。

実際に町道認定は既に 2 年前に打ってあるわけですから、今回町がやらなくても、事業者の方が道路を自分で自前でつくりますよと言われても、何らかの税の優遇というのは受けられるんじゃないんですか、既に町道として、そこ、決定してるんですもん。それはできひんということなんですか。逆に、だから、そういう覚え書きになってたんやから、本来つくらんなんけど、町でつくってください、その方がうまくいくという事情があるなら、業者の方から町に委託をするという方法だってあったんじゃないんですか。なぜこういう寄附ということにしたか。寄附といたら、やっぱりどうしても任意じゃないですか。さっきも任意の寄附とおっしゃいましたよね。そしたら、やっぱりうち、業績が悪化しましたし、やめますと言われたら、負担しなくていいんですか、そうはいかんでしょう。これ、全額を持つと言うたはるわけでしょう。ほな、全額ということは、絶対に事業者にとっても 100% 必要やと判断したはるわけですね。町も得するじゃないですか、半々でしましゅうみたいな、そういう協定になってたんやったら違うけど、事業者が全部やると言っただはるのやから、業者でやってもらうのが普通なんじゃないですか。委託料でも工事費でも今後出てきて、落札価格がもっと予算よりも低かった、

予定より安くできるということがありますよね。そうなったら、この寄附、どうなるんです、お返ししなあかんのですか、安くできましたし、返しますと、そっちの方がややこしいじゃないですか。受託契約、委託契約にした方がはっきりしていいんじゃないかと思えますけど、安く上がったら返すんですか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 中谷副町長。

副町長（中谷浩三） 細かいことは担当課長の方でご答弁申し上げますが、一連の流れを少し説明させていただきます。

先ほどの12-36号線の町道の関係で、覚え書きで当初、事業者がということで予定をしていたわけでありましたが、税務署に事業者が行かれたところ、事業者も道路がどうしてもその部分が必要やということが道路計画の認定を受けなあかん民間事業者やと。それは、あの開発の中で、多賀へ行くその部分がどうしても必要やということが認められないと。307号線があるということからできないということ、そういうことになると、民間事業者では税控除の対象にはならないということがはっきりしたということから、町の方に相談があって、町としても、それならばということになって、淡々とやったわけではなく、専門の顧問弁護士に相談をしまして、覚え書きで結んでるやつを今度はこういう寄附という形で町が受けてやるに当たって、町に損害がないように、また業者が途中で切りかわったからというような、こんなことにならないように、どういう方法がいいのかということで聞きますと、契約書をしっかり交わして、双方が責任を持つということをはっきりしておいて、その上で町がかかわってやると。必要な委託料、人件費は、今、事務費も組んでますけども、今後必要になってくる用地費、工事費、また通年度の人件費等、必要な分は全部、事業者が負担するということを明記した契約書を結んだ上で、町がやることになったわけでありまして。あとは、担当課長が説明したとおりであります。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 西田建設課長。

理事（西田哲弥） それでは、契約等の内容についてご説明申し上げます。

当初、覚え書きで事業者がやるということになっておりましたが、先ほど申しましたとおり、用地の関係で新しく契約書を結ぶことになりました。そ

の内容といたしましては、まず、測量設計など委託費及び工事費、用地補償費などは全て事業者からの負担、それと人件費につきましては、それについては私どもの方で精算をしないという形で年度当初もらいまして、1年を通して、例えば工事費のように請負が決まったら返す、精算するというようなことをしないで、費用の方は全て負担していただくということと、それとあと、事業費に係って当然、事務費等も発生いたしますので、それについても、事業費に係る一定割合で事務費の方を負担していただくという契約になっておる次第でございます。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） そもそもにさかのぼってあれですが、白坂の開発のために開発指導要綱に基づいてという説明がありましたので、開発指導要綱ではどのような費用負担を開発業者に求めたのかお聞きしたいんですが、井手町開発行為に関する指導要綱施行細則の6条によりますと、要綱10条に定める費用の分担は次のとおりとするということで、住宅開発以外の場合、開発面積1平米に当たり都市計画区域は300円、計画区域以外は200円というような分担金があるんです。そこに建てるものについては府の立地促進条例等もあって免除されるということですが、土地については、開発業者から指導要綱に基づいて分担協力金というのはいただいているのでしょうか。白坂全体の面積でどのくらいの協力金を既にいただいているのか。

それに加え、今度、道路をやるんですね。しかも、今の説明やったら、307があるから別にどうしてもつくらなアカン道路やないと税務署に言われるような道路を覚え書きではつくりなさいよということでやったんだけど、それは、それをつくらないと開発が認められないというようなことで最初にあったのか、そうか、言うたら、業者さんの方にしたら、つくれと言われたからつくろうと思ったら、そんなの要らん道路やから税金の優遇は受けられへんと言われたみたいなことになって、いや、そんなのやったらつくりませんと言われても、その覚え書きそのものが何か無理難題を町が押しつけたみたいなことにならへんのかという気がするんですけども、そもそもの開発地の分担金というのはどうなっていたのか、いただいているのかどうか。それと、この道路は開発の許可要件やったのかどうか。

議長（岡田久雄） 谷田議員、これ3回目です。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 西田建設課長。

理事（西田哲弥） それでは、ご質問にお答えいたします。

まず分担金は、そもそも覚え書き上、道路をつくっていただくということなことでいただいております。今回、覚え書きにかわり、契約書という形で取り交わしまして、事業に当たる費用を全額負担していただくということになっております。一方で、その道路の関係ですけれども、区域外の道路がないと開発許可がないということはないというふうに思っています。これについては、覚え書き上、交わしてる部分でございます。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 中谷副町長。

副町長（中谷浩三） 今、担当課長が答えたとおりであります。この道路自体は、25年の道路認定のときにも説明したと思いますが、多賀の方から白坂の方へ行くのに、白坂からまた多賀へ行くのに大変便利な道路になるであろうということで、その道路がなければ、307の1本だけでぐるっと周らなければならないということから、町にとってはその道路はこの際つくっていただいた方がより便利になるということで思ったわけであります。

開発協力金との関係であります。どちらが金額的にかかるのかということ町も判断しまして、道路の用地工事費、人件費含めて、町道をそこへつくっていただくということの方が開発分担金をもらうよりも高額になると。だから、比較したときに、地元にも生きるし、この道路は開発分担金よりも高くつくということで、こちらをやっていただくということで覚え書きを交わして今日を迎えて、それが先ほど説明したとおりの事情でありますので、改めて契約書を結び直して、一定の法的な根拠を持って今後進めていくということになったわけでございます。

議長（岡田久雄） ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（岡田久雄） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（岡田久雄） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第 37 号、平成 30 年度井手町一般会計補正予算（第 1 回）を採決します。

議案第 37 号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（岡田久雄） 挙手全員です。したがって、議案第 37 号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、次回は 6 月 27 日水曜日、午前 10 時から会議を開きます。

散会 午後 2 時 10 分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 岡 田 久 雄

署名議員 村 田 忠 文

署名議員 谷 田 みさお